

第八編

資 料

今回の大震災に関する情報については、様々な分野から膨大な資料が各方面に配布された。

このうち税理士が業務、あるいは関与先に不可欠な情報と判断したものをできる限り収集し、下記の6つの分野別に整理し収録した。

なお、紙数の都合で割愛したものも多々ある。

非常時には、情報が重要な役割を担うが、同時にその情報の質（信頼性と明確性）と迅速性が問われる。ここに収録された資料は非常時における情報の態様を示しており、今後の情報提供の有り方についての参考となる。

- 税理士会関係
- 国税関係
- 地方税関係
- 社会保険関係
- 融資関係
- 生活関係

1 税理士会関係

1. 兵庫県南部地震に伴う緊急要望書（国税局へ）	295
2. 地方税の申告・納付等の期限延長措置についての緊急要望書（知事・市町村町へ）	297
3. 阪神・淡路大震災に関する税制上の取り扱い等に関する緊急要望書	298
4. 阪神・淡路大震災に関する税制上の取り扱いに関する要望書	306
5. 阪神・淡路大震災に関する緊急要望書	309
6. 災害減免制度の取り扱いについて（お尋ね）（地方税・条例）	311
7. 被災地における個人住民税について「雑損控除」と「災害減免制度」の 選択に関する取扱いについて（お尋ね）	313
8. 阪神大震災に係る税務上の取り扱いについての資料（会員向け）	315
9. 「阪神・淡路大震災への税制上の対応について」の資料	329
10. “阪神・淡路大震災に係る義援金拠出について（お礼）”「近畿税理士界」別刷	351
11. 被災地における個人住民税の災害減免条例と雑損控除の取扱いについて（会員各位）	357
12. 平成8年度住民税申告の取扱いについて（近畿税理士会神戸支部から会員へ）	361
13. 被災地の中小企業の最低資本金達成猶予期限の延長についての要望書	362
14. 仮税理士事務所設置の届出書	363
15. 顧問税理士の被災に伴い納税者から業務を依頼された場合の対応について（お願い）	364
16. 兵庫県南部地震被災状況申出書の提出方お願い	365

P.1

近税6第546号
(本部第2号)
平成7年1月23日

大阪国税局
局長 若林 勝三 殿

近畿税理士会
会長 森 金次郎

兵庫県南部地震に伴う緊急要望書

平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震に伴い、税制上緊急に立法を必要とする項目及び税務上緊急に対応を必要とする項目について下記のとおり要望する。

1. 被災者の災害復旧に要する資金調達を早期に図るため、災害が平成6年12月31日に発生したものとみなして、災害減免法、雑損控除など税負担減免のための制度を平成6年分の所得税に適用するなどの特例を、緊急に立法されたい。

災害によって損失を受けた場合には、個人の場合は災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（災害減免法）や所得税法の資産損失の必要経費算入（第51条）及び雑損控除（第72条）などの規定を適用し、また、法人の場合は災害による損失の額を損金の額に算入することなどにより、税負担が軽減あるいは免除される。

しかし、これらの規定は、いずれも損害を受けた年分又は事業年度に対する所得税又は法人税に対して適用されるため、例えば個人の場合には今から1年後の平成8年3月に申告納付する平成7年分の所得税が対象になって、これから申告納付を行う平成6年分の所得税に対しては適用されない。

今回の災害は1月17日未明に発生したところであるが、もし、この災害がわずか17日前の平成6年12月31日に発生したと仮定すると、これらの損害は平成6年分の所得税の計算に反映され、これから確定申告しなければならぬ所得税は大幅に減免あるいは還付されるであろうし、特に給与所得者の場合はほとんどが還付を受けることができるようになって、税の減免による資金を一日も早い復旧に用いることができるようになる。

今回の災害が、きわめて広範囲にわたり、また、その損害の大きさも未曾有

のものであるところから、上記のような特例を緊急に立法されたい。

また、このほか、災害の日前に相続が開始し申告期限が未到来の相続税についても、財産が多大な損害を受けたり消失したような場合には、現実には税務力がないところから、税負担が軽減されるための所要の措置を講じられたい。

2. 申告等の期限の延長について早急に指定されたい。

国税通則法第11条の規定を受けて、国税通則法施行令第3条第1項では、国税庁長官が地域および期日を指定して、申告等の期限を延長することができることとされており、今回の災害に対しても指定されるであろうと思われるが、月末も目前に控え、税理士は納税者に対して混乱の中での的確な対応を行っていただかなければならず、地域および期日の指定を早急に行われたい。

3. 税理士が被災した場合の申告等の期限の延長について弾力的運営を図られたい。

国税通則法第11条の規定では、納税者が被災した場合について申告等の期限の延長の特例を認めたものであるが、税理士が被災した場合においても、申告に関連する帳簿や資料等が税理士の手元にあり、期限内の申告が実務上不可能である事情を踏まえ、申告等の期限の延長の特例の適用について弾力的な運営を図られたい。

4. 法人税法上適用が停止されている所得税額の控除及び欠損金の繰戻しによる還付について、被災した法人に対しては停止を解除するよう緊急に立法されたい。

法人税法上適用が停止されている所得税額の控除及び欠損金の繰戻しによる還付（租税特別措置法第68条の2、66条の14）について、被災した法人に対しては停止を解除して還付の途を開き、一日も早い復旧に資するよう緊急に立法されたい。

5. 期限のない届出書の適用時期について弾力的運営を図られたい。

消費税の簡易課税や課税事業者の選択等は、その届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間から適用されることとされており（消費税法第9条第4項、第37条第1項等）、期限の規定として設けられていないため、国税通則法第11条の規定による期限の延長は、これらの届出書等については効果が及ばない。そこで、これらの期限のない届出書の適用時期についても、その効果が及ぶように弾力的な運営を図られたい。

以 上

近 税 6 第 5 8 8 号

(本 部 第 14 号)

平成 7 年 2 月 8 日

知 事 ・ 市 町 村 長 殿

近 畿 税 理 士 会

会 長 森 金 次 郎

地方税の申告・納付等の期限延長措置についての緊急要望書

災害被災者に対する地方税の減免措置等については、昭和39年11月7日自治省第119号で各都道府県知事あて自治事務次官通達が発達されているところであり、当該通達では「第二期限の延長」の項で、「期限の延長の取扱いについては、……地方団体の長が判断して行うのであるが、国税通則法施行令第3条第1項の規定により、国税庁長官が地域および期日を指定して画一的に期限を延長する場合には、地方団体の長は、その国税にかかる期限の延長の措置に準じて画一的に期限を延長することが適当である」としている。

国税庁長官は、平成7年1月25日付で国税通則法施行令第3条第1項の規定に基づき、「大阪府及び兵庫県の一部の地域における国税に関する申告期限等を延長する」として国税庁告示第一号を発達し、「その期限が平成7年1月17日以降に到来するものについては、その期限を別途国税庁告示で定める期日まで延長する。」とした。

今回の阪神大震災がもたらした被害は甚大であり、住民が行政部分と直結している地方公共団体の性格から、地方税についても自治事務次官通達を遵守し、国税に準ずることとして措置すべきである。したがって、延長期限を平成7年3月31日等と短期にしている場合には早急に変更し、地方税に対して納税者に無用の混乱を招かないよう措置されたい。

近 税 6 第 653 号
(本部 第28号)
平成 7 年 3 月 6 日

大 阪 国 税 局
局 長 若 林 勝 三 殿

近 畿 税 理 士 会
会 長 森 金次郎

阪神・淡路大震災に関する税制上の取扱い等
に関する緊急要望書

此度の阪神・淡路大震災に対して、政府は既に被災者等に係る所得税等の緊急立法措置を講じ、また、国税庁においても法人税の特例的取扱いを定めたところであるが、未だ不十分であるので、各税目ごとに次の措置をとられたいこの緊急要望書を提出するものである。

I 所得税関係

1. 雑損控除について次の措置をとること。(所法72関係)

- (1) 雑損控除のうち、特に災害関連支出についてその範囲を拡大すること
- (2) 災害については、合計所得金額の $1/10$ の控除額を廃止すること
- (3) 所得控除の適用にあたっては、少なくとも人的控除の後にすること
- (4) 繰越し期間を5年に延長すること
- (5) 損失申告に係る期限内申告要件を緩和すること

2. 被災した業務用貸付不動産について生じた損失は全額必要経費に算入すること。

P.2

被災した業務用貸付不動産について生じた損失はその損失額を不動産所得の必要経費に算入し、損益通算が可能となるように措置すべきである。

3. 居住用財産の課税の特例の譲渡期限を延長すること。(措法31の3②)

災害滅失家屋の跡地等を譲渡し、居住用財産の長期譲渡所得の特例を受ける場合の居住用財産の譲渡期限を、災害のあった日以後5年(現行3年)を経過する日の属する年の12月31日まで延長されたい。

4. 純損失等の繰越期間を延長し、期限内申告要件を緩和すること。(所法70)

青色申告者の純損失、変動所得の損失及び被災事業用資産の損失の繰越控除の期間を少なくとも5年(現行3年)に延長されたい。併せて、期限内申告要件を緩和すること。

5. 被災資産を譲渡して復旧資金に充てたときは、5,000万円の特別控除を認めること。

災害により滅失又は損壊した事業用又は居住用資産等を譲渡して復旧の資金に充てた場合は、5,000万円の特別控除を認める制度を創設すべきである。

II 法人税関係

1. 租税特別措置法で、その適用が停止されている所得税額控除及び欠損金の繰戻しによる還付について、被災法人に対しては停止を解除するよう緊急に立法すること。

租税特別措置法において適用が停止されている所得税額の控除及び欠損金の繰戻しによる還付(租税特別措置法第68条の2、66条の14)について、被災法人に対しては停止を解除して還付の途を開き、一日も早い復旧に資するよう緊急に立法すべきである。

2. 被災地域所在土地等を譲渡した場合には、土地譲渡益重課等を一定期間免除すること。

被災法人の復興資金の確保に資するため、被災地域に所在する土地等を譲渡した場合には、租税特別措置法第62条の3から同法第63条の2までの土地譲渡益重課制度の適用を、一定期間（例えば3年間）停止すべきである。

3. 被災法人の新規取得土地等の負債利子の損金不算入制度の適用を停止すること。

被災法人が新規取得土地等を取得した場合、租税特別措置法第62条の2に規定する新規取得土地等に対する負債利子の損金不算入制度については、その適用を停止し、支出事業年度における全額損金算入を認めるべきである。

4. 評価損の計上については、弾力的に取り扱うこと。（法法33）

棚卸資産・固定資産が災害により著しく損傷した場合は、評価額の計上が認められているが、法人税基本通達9-1-2から9-1-5の適用にあたっては弾力的に運用できるよう適切に措置すべきである。

5. 次のような災害関係費用等については、税務上の取扱いを明確にすること。

平成7年2月27日付の「阪神・淡路大震災に関する諸費用の法人税の取扱いについて」（平成7.2.27、課法2-1、課審4-11、査調4-1）に関して、次の事項について追加して措置すべきである。

(1) 災害損失特別勘定繰入額の損金算入の取扱いについて

阪神・淡路大震災の被害が甚大なことから、災害損失特別勘定繰入額の損金算入（通達2）を災害のあった日の翌日から2年（現行1年）経過日の前日の属する事業年度まで延長すべきである。

P. 4

(2) 復旧費用の取扱い(通達8)について

被災資産の復旧に代えて資産を取得したとき、又は特別の施設を設置した場合は、これらの取得代価を資本的支出としているが、被災資産を超える部分の金額は修繕費とするなど弾力的な取扱いをすべきである。

(3) 被災得意先に対する債権の貸倒れについて

被災得意先に対する債権の貸倒れについては、法人税基本通達9-6-1.9-6-2の適用にあたってはその認定要件を緩和し、事業再開が1年を超える場合、又は顧客名簿の損傷による回収不能額等については、全額又は一部の貸倒れ計上を認めるなど、弾力的な取扱いとすべきである。

(4) 災害義援金の取扱い(通達16)について

義援金等が阪神・淡路大震災の被災者に達するものであることが明確にされているときは、募集团体として認められている団体等を経由している場合又は相手先が一般被災者に限らず特定事業者の被災従業員等に対する場合も、義援金として全額損金算入を認めることとすべきである。

III 所得税・法人税共通関係

1. 修繕費の範囲並びに被災固定資産の耐用年数の短縮について弾力的な取扱いを明確にすること。

災害関連費用として支出する金額について、資本的支出と修繕費の区分計算が弾力的に取扱われるようその基準を明確にされたい。また、被災により固定資産が損傷した場合の耐用年数の短縮措置の適用についても、同様に弾力的な取扱いができるように措置すべきである。

2. 被災資産を買換える場合は、その課税繰延割合をすべて100%とすること。

被災した資産を法人等が買換える場合は、買換取得資産の範囲等を限定することなく、課税繰延割合をすべて100%として適用し、その復興に資するようすべきである。

3. 収用により資産を譲渡する場合の範囲を拡大し、併せて代替資産の範囲についても拡大すること。

被災地は再開発事業等により復興を目指すことになるが、収用等による税の特典を受け易くするため、その対象範囲並びに代替取得資産の範囲をそれぞれ拡大するよう改正すべきである。

IV 消費税関係

1. 期限のない届出書等の適用時期について弾力的運用を図ること。

消費税の簡易課税や課税事業者の選択等は、その届出書を提出日の属する課税期間の翌課税期間から適用されることとされており（消費税法第9条第4項、第37条第1項等）、期限の規定として設けられていないため、国税通則法第11条の規定による期限の延長は、これらの届出書等については効果が及ばない。この結果、簡易課税の適用選択を変更できなかったために過大な税負担となることとなる。この災害による事業活動の損失を考慮して、これら期限のない届出書等の適用時期についても、その効果が及ぶように弾力的な運用を図るべきである。

2. 被災地域における一定期間内に行った資産の譲渡対価については、消費税率を0%とする措置を立法すべきである。

被災地域において日々の生活必需品を購入する度に消費税が課税されることは、国民の神経を逆なですることにもなる。復興がはかられ

るまでの一定期間は、消費税率を0%とする措置をとるべきである。

3. 被災により損壊等した棚卸資産に対する消費税は、別途速やかに還付できる措置をとること。

被災により損壊等した棚卸資産について課されていた消費税額は、確定申告時まで還付等ができない。簡易課税を適用していた事業者については、還付等の途もないことから過大な税負担を強いることとなるので、この損失については消費税が別途還付できる制度をとるべきである。

4. 被災事業者の消費税の納付回数を縮減すること。

被災事業者の消費税について、その納付回数を2回（現行4回）に縮減するよう改正すべきである。

V 相続税・贈与税関係

1. 相続税・地価税について財産評価通達による被災地の財産の評価額を軽減する措置をとること。

此度の被災により土地等にも多大の損害が生じ、時価の形成が如何ようになるか不安定な状況であることに鑑み、基準となる1月1日の評価額について、数年間は軽減する措置をとるとともに、1月17日以後用途等が変更された場合は、1月1日に変更されたものとして取扱われる措置をとるべきである。

2. 小規模宅地の評価の特例、居住用財産の贈与及び居住用資金の贈与に対する課税については、実情に即して租税特別措置法第69条の3の規定が適用できるよう措置すること。

また、被災した資産については、租税特別措置法第69条の4（相続開始前3年以内に取得した資産の課税価格の特例）の適用を解除すること。

事業用・居住用の家屋の敷地については、措置法通達によりその特例の適用にあたって、種々の「継続条件」が入っている。

災害により滅失又は損壊したその敷地に対して「継続条件」が不本意ながら適用できないような場合について、弾力的に適用可能となるように措置すべきである。

また、租税特別措置法第21条の6（配偶者に対する居住用財産の贈与）、同法第70条の3（居住用資金の贈与の特例）の適用にあっても、同様に弾力的な取扱いによる措置をすべきである。

さらに、被災した資産については、租税特別措置法第69条の4（相続開始前3年以内に取得した資産の課税価格の特例）の適用を解除すべきである。

3. 同時死亡の推定については、弾力的に適用されるよう措置すること。

地震により多くの死者がでたが、これらの者の相続税については、納税者が不利とならないよう、特に同時死亡の推定については弾力的に運用できるよう措置すべきである。

VI 地方税関係

1. 被災により滅失又は損壊した資産に対する固定資産税の課税については、1月1日に滅失等があったものとみなして免除する措置をとること。

被災により滅失又は損壊した資産に対しては、固定資産税を免除すべきである。なお、現存する資産についても相当の減免措置をとるべきである。

さらに、災害により土地利用制限等がなされた場合には、応益性が乏しくなることから、固定資産税等について大幅に減免する等の措置を講じるべきである。

P.8

2. 事業所税及び特別土地保有税は、一定期間減免すること。

被災地の法人又は個人事業者に対する事業所税及び特別土地保有税（取得分、保有分）について、一定期間（例えば3年間）減免を実施すべきである。

3. 被災資産の代替資産として新規取得した土地、建物の不動産取得税は、相当の減免をすること。

被災資産の復旧に代えて一定期間内に取得した土地、建物の不動産取得税は、相当の減免をするべきである。

4. 被災地の企業について事業税等を一定期間減免すること。

被災地の企業に対しては、事業税・法人住民税について、一定期間の減免を行うべきである。

（以 上）

近 税 7 第 7 3 号

(本 部 第 6 号)

平成 7 年 4 月 2 8 日

大阪国税局長

若 林 勝 三 殿

近 畿 税 理 士 会

会 長 森 金 次 郎

阪神・淡路大震災における税務上の取扱いに関する要望書

近畿税理士会では、この度の阪神・淡路大震災により被災した個人及び事業者に対してその税務申告等が円滑に行われるよう挙会体勢で臨んでいるところあります。

当会会員が被災地における税務上の対応に際して、次の事項に疑義が生じておりこの対応に苦慮している事が明らかになりました。当会支部及び会員からの疑問点等に対して、貴局の対応方法等について早急にご回答頂きますようここに要望致します。

1. 雑損控除の適用等について

① 罹災証明書について

雑損控除の適用にあたっては、必ずしも罹災証明書の添付が要件になっていないにもかかわらず罹災証明書の添付がない申告書の受理が行われていない場合があるといわれている。震災直後の研修会等ではこの罹災証明の取扱いについて、『罹災証明書は参考書類であり必ずしもその添付を要しない』との説明があったと記憶している。既にこの証明書の発行事務を終了している自治体もあることから、この添付がない場合であっても申告書等は受理する等、被災という事実を直視した上で、弾力的に対応するよう取り扱われたい。

② 一部破損の取扱いについて

一部破損を証明した罹災証明書に基づく雑損控除に対して、申告書の受理を行わなかったり、簡易計算の適用の有無の取り扱いが税務署によって異なっている場合があると伝えられるので、その方針を統一して明確に対応されたい。

③ 個別積上法で行う時価の具体的な算定方法について

災害により被害を受けた家財等の資産の損害額については、被害のあった時の時価（損失を生じた直前におけるその資産の価額）によって計算することとなっているが、損害のあった個々の資産の再取得価額に経過年数に応じた適当な率（例えば自家用自動車における簡易計算の割合などを参考として、経過年数1年未満の場合90%、1年以上3年未満の場合80%、3年以上5年未満の場合70%、5年以上8年未満60%、8年以上50%を乗じた価額）に被災割合を乗じた価額で計算することが認められるのか。

もし、認められない時は具体的な計算式を示されたい。

なお、この計算が非常に繁雑になることから、簡易計算によって損害額を計算しても、しいて不公平が生じるとは考えられないため、建物に損壊がない場合でも、簡易な計算で損失額を計算することを認めることとされたい。

④ 建物の取り崩しと補修の区分について

被災した建物の損害額の算出にあたって、建物を取り壊す場合と補修する場合とでは、簡易計算

における損失額に差異が生じることとなるが、この場合、建物の取壊しは何時までに行う必要があるのか。

納税者は、金融公庫等の融資の有無によって判断することも多く、当初申告の段階では取り壊す意思であったのならこの申告が認められるのか。

事情の変化によって補修に変更した場合、修正申告書を提出すれば、加算税及び延滞税は免除されるのか。

2. 申告期限について

次の事項について、取扱いを明確に示されたい。

申告期限が本年5月31日の者と平成8年3月15日の者の適用区分等について、その取扱いを明確にされたい。

震災の被害を受けたこと等により、申告等が相当期間行うことができないと認められる者については、原則として、平成8年3月15日までに申告等を行えばいいとされている。なお、同日より前に申告等ができる者は、できるようになった時点で申告等を行うこととされている。

i) この場合、『申告等が相当期間行うことができないと認められる者』とは、具体的にどのように判定するのか明確にされたい。納税者または税理士が申告等を相当期間行えないと判断すれば、その後においてこれに該当しないとして加算税及び延滞税の対象となることはないのか。

また、できるようになった時点で申告等をした場合、その申告に係る税金の納期限はいつになるのか。

ii) 法人に対する取扱いも同様と考えて良いのか。特に、法人については、3月15日という日が、通常なじむものではないから法人に対するこの日に代わるものがあれば明らかにされたい。

iii) 以上により、被災を受けていない納税者（法人を含む。）の申告等の期限は、5月31日被災を受けた納税者（法人を含む。）は、平成8年3月15日と考えて良いのか。

3. 振替納税について

所得税の納税者が振替納税を選択している場合、平成6年分の振替日はどのように取り扱われるのか。

i) 5月31日までに申告等した者の振替日はいつになるのか。

ii) 平成8年3月15日までに申告等する者の振替日はどうなるのか。

iii) 振替を行わない場合、来年分については再度振替納税の手続を行うことになるのか。

4. 住宅取得等特別控除の対象借入金について

震災に対応して、住宅取得特別控除制度において、被災住宅についてこの特別控除の継続等の措置がされた。また、給与所得者等が住宅資金の貸し付けを受けた場合、低利等による経済的利益は、非課税とする措置がとられたが、この結果、租税特別措置法施行令26条16項の「借入金等が無利息又は著しく低い金利による利息である場合」に該当し、住宅取得特別控除の対象借入金に該当しない場合が考えられるので、被災者に対しては、措令26条16項の適用がされないように措置されたい。

5. 予定納税について

5月31日に申告等した事業所得者等の予定納付期限は、所得税法に従い、7月31日及び

1月30日で行い、納税者がそれぞれ予定納税の減額に係る承認申請を行うこととなるのか。震災等により一時に納付することができない時は、通則法46条により平成8年3月15日まで申請により、その納税の猶予を適用することが可能か。この時、一時に納付することができないことの判断の基準を明確にされたい。

6. 債権償却特別勘定の形式基準について

法人税の取扱において、手形振出人に手形交換所の取引停止処分があった時は、形式基準により債権償却特別勘定の繰入が認められている。

今度の震災により、1月17日期日の手形等については金融上の措置として不渡等の処分がされないこととされたため、いわゆる未決済手形が発生することとなった。

この未決済手形について、手形交換所の取引停止処分が行われたと同様に取り扱い、形式基準により債権償却特別勘定の繰り入れが認められるように措置されたい。

7. 災害による損失額の範囲について

震災特例法において、震災損失の繰戻しによる法人税額の還付及び法人の利子・配当等に係る源泉所得税額の還付の措置がとられることとされたが、その対象となる損失額は、『震災により棚卸資産、固定資産等について生じた損失に係る金額』とされていることから、その適用範囲が狭く、災害により収益が激減した法人等には、適用されないことから、被災法人を税制面から援助する措置として十分に役立つものとはいえない。このことからこの適用範囲を拡大して、被災法人すべてに役立つ措置とされたい。

8. 震災後の財産評価額について

相続税・贈与税について、平成7年1月17日以後に申告期限が到来するものについて、その課税価格の計算上、指定地域内の土地等及び一定の非上場株式の価額は、大震災の発生直後の価額によることができることとする措置がとられたが、現在その計算方法等については、明らかにされていない。この措置において、平成7年10月30日までに申告期限が到来するものについては、その申告期限が平成7年10月31日まで延長する措置がとられているものの、我々税理士は被相続人の遺産分割等相談等の段階で、この価額が問題になることが多いことから、早急にこの評価方法等について明確にされたい。

9. 取扱いに関する情報の提供について

この度の震災は、我々国民にかつてない被害をもたらしたが、この被害に対応して課税当局がとった措置は高く評価し得ると考える。

しかし、その執行面において、各税務署は貴局が有している情報により、具体的な指示を受けて納税者と対応しているが、その情報が我々税理士に周知されていないため、税理士が行う処理と税務署の対応が必ずしも一致せず、納税者に無用の混乱を与えることになり、結果として行政にとっても、また税理士にとってもマイナスになっていると思われる。

長年培ってきた行政、税理士、納税者の信頼関係が崩れないためにも、この度の震災に係る税務上の対応に関する情報は、少なくとも税理士会には明らかにして、税理士と課税当局との対応が同一になるよう対応されたい。

(以上)

P. 1

平成 7 年 10 月 5 日

近畿税理士会

阪神・淡路大震災に関する緊急要望書

阪神・淡路大震災に対して、さまざまな施策が行われ、また、行政上も種々の取扱いがなされております。しかしながら、現在において、なお次のような問題が生じており、また問題の生じることが予想されますので、下記のとおり、税制上又は行政上の対応をして頂きますよう、ここに緊急に要望書を提出いたします。

1. 被災地域における平成 7 年分の所得税確定申告書（申告等が相当の期間行うことができないと認められる者の、平成 6 年分の所得税確定申告書を含む。）の提出期限を、平成 8 年 5 月 31 日まで延長されますようお願いいたします。

【理 由】

被災地域において平成 7 年分の所得税の確定申告を行う者は、震災損失に基づく雑損控除等の適用のため、相当多数になるものと推測されます。また、指定地域において、申告等が相当の期間行うことができないと認められる者については、平成 6 年分の確定申告書の提出期限も平成 7 年分と同一となるため、平成 8 年 3 月における被災地域での申告実務は相当混乱するものと予想されます。

したがって、被災地域において開業している税理士だけでこれらに対応することは到底不可能であり、他地域の税理士も積極的に応援する体制を整えなければなりません。平成 8 年 3 月 15 日までは、自分自身が受託している確定申告業務があつて、応援のために必要な時間を捻出することは極めて困難であります。

そこで、被災地域における平成 7 年分の所得税確定申告書（申告等が相当の期間行うことができないと認められる者の、平成 6 年分の所得税確定申告書を含む。）の提出期限を、平成 8 年 5 月 31 日まで延長されますようお願いいたします。

2. 建物の一部損壊の認定等により、還付保留とされている申告書について、早急に処理され、住民税についても適正な賦課が可能になるように対処をお願いします。

【理 由】

一部損壊した建物に簡易計算を用いて雑損控除の計算を行った申告書に対して、建物の主要構造部の被害の有無が明確でない等により、還付が保留になっている申告書が多数あると伝えられております。

この場合、確定申告書が地方自治体に送られていないので、平成7年分の住民税については、給与所得者については使用者から送られた給与支払報告書のみに基づいて賦課され、自営業者については資料がないため未だに賦課されていないのが現状とのことです。確定申告書には、雑損控除ばかりでなく医療費控除等の他の税負担の減免に関する事項も含めて申告されているにもかかわらず、給与所得者についてはこれらがすべて反映されない状態で賦課されており被災者に過度の負担を強いることになります。

したがって、特に被災者における税負担の公平を確保する見地から、還付が保留されている申告書について早急に処理され、住民税についても適正な賦課が可能になるように対処されますようお願いいたします。

3. 雑損控除等について、実務上発生している種々の疑問点について課税当局の見解を明らかにされ、実務上の対応が円滑に行えるように対処をお願いします。

【理 由】

今回の震災による被害に関し、例えば雑損控除については、簡易計算の適用の可否、個別積上げ計算を行う場合の算定方法、適用年度など実務上非常に多くの疑問点が発生しており、税務署に確認しても署によって見解が異なるなど、税理士としてその対応に苦慮しているのが現状のようであります。

このような状態では、確定申告業務の処理に支障を来すことになりますので、できるだけ数多くの事例について統一した見解を公表され、実務上の対応が円滑に行えるように対処されますようお願いいたします。

P.1

近 税 7 第 5 4 0 号
(震 対 第 25 号)
平 成 7 年 12 月 1 日

殿

近 畿 税 理 士 会
会 長 森 金 次 郎

災害減免制度の取扱いについて（お尋ね）
（地方税・条例）

師走の候、貴職にはご健勝にて震災復興事業をはじめ諸事業にご活躍のことと存じます。

さて、本会では、平成8年2月1日から同年3月15日の間、所得税確申期事業の一環として震災地域内各所において、会員である税理士を派遣（被災地で延べ総数5,500余名）して納税者に対し申告相談を実施することとして、現在、その準備を進めているところです。

この相談においては、国税のみならず、地方税についても相談に応ずることとなると思われますが、本会では地方税・条例に関する情報を得ていないのが現状です。

ついては、申告相談事業の従事会員は固より、被災納税者を関与先とする会員にも標記に関する情報を提供したいと考えています。殊に、前記申告相談に従事する会員には、きたる12月21・22日の両日に研修会を予定していますので、別紙「災害減免制度の取扱いについて（お尋ね）」の各事項（その他留意事項があれば、その点も含めて）につき、来る12月15日必着にて、ご教示賜りますようお願い申し上げます。

公務ご繁忙の折、誠に恐縮ですが、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

災害減免制度の取扱いについて（お尋ね） （地方税・条例）

1. 地方税（条例）の災害減免制度による減免割合について

地方税及び事業税、固定資産税

2. 国税による雑損控除との選択について

① 国税（平成6年分）で災害減免法を適用した申告書を提出した場合

- a. 地方税（住民税）は、条例による災害減免扱いが自動的に適用されるのか。
- b. 地方税（住民税）では雑損控除を適用したい場合、地方税で7年分（7.3.15）確定申告書を提出し、簡易計算で雑損控除を記載すれば良いか。
- c. 地方税で、7年分（8.3.15）はaにより減免扱いを受けた後、8年分申告書で、簡易計算で雑損控除の適用で地方税申告書を提出することができるか。

（ このケースでは、地方税7年分は減免条例適用
8年分以降、雑損控除適用となる ）

② 国税（平成6年分）で雑損控除を適用した申告書を提出した場合

- a. 地方税では、自動的に雑損控除適用で住民税の課税がなされるのか。
- b. 地方税では、雑損控除を受けずに災害減免条例の適用をする旨の地方税申告書（平成7年分・7.3.15）を提出すれば、災害減免条例の適用となるのか。
- c. bにより、地方税（7年分）で災害減免条例の適用を受けた後、地方税（平成8年分・8.3.15）で雑損控除の申告書を提出すれば、適用が受けられるのか。

（ このケースでは、地方税7年分は減免条例適用
8年分以降、雑損控除適用となる ）

※ 各項についての根拠条文ないし参考条文を添付していただければ幸いです。

以 上

（提出先）

豊中市長	林 實 殿	伊丹市長	松 下 勉 殿	一宮町長	上 田 弘 殿
神戸市長	笹 山 幸 俊 殿	川西市長	柴 生 進 殿	東浦町長	新 阜 京 一 殿
芦屋市長	北 村 春 江 殿	洲本市長	中 川 啓 一 殿	五色町長	砂 尾 治 殿
明石市長	岡 田 進 裕 殿	三木市長	加 古 房 夫 殿	西淡町長	長 江 和 幸 殿
西宮市長	馬 場 順 三 殿	津名町長	柏 木 和三郎 殿	三原町長	中 田 勝 久 殿
宝塚市長	正 司 泰一郎 殿	淡路町長	竹 代 秀 雄 殿	南淡町長	坂 川 一 弘 殿
尼崎市長	宮 田 良 雄 殿	北淡町長	小久保 正 雄 殿	緑 町 長	高 木 薫 殿

P.1

近 税 7 第 6 5 8 号
(震 対 第 5 2 号)
平成 8 年 2 月 2 日

殿

近 畿 税 理 士 会
会 長 森 金 次 郎

被災地における個人住民税について「雑損控除」と「災害
減免制度」の選択に関する取扱いについて（お尋ね）

厳寒の候、益々ご健勝にてご活躍のことと存じます。

さて、昨年12月1日付で「災害減免制度の取扱いについて」（地方税・条例）
お尋ねいたしました折には、ご繁忙の折に拘わらず早速にご回答を賜り、厚く
お礼申し上げます。お蔭様で、震災地で既に実施している「納税者のための申
告相談」に担当・従事している本会会員に貴重な資料を提供することができま
した。

ところで、その後、新たに別紙記載の事項について取扱いが被災地内 11 市
10 町すべて同じ取扱いになっていないとのことのようですので、この点につ
き貴市（町）はどのように取扱っていただけるのかについて、お尋ね致します。

については、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、同封封筒にて大至急（遅くとも
2月13日（火）までには） ご回答くださいますようお願い申し上げます。

被災地における個人住民税について、「雑損控除」と「災害減免制度」の選択に
関する取扱いについてお尋ねします。

1. 平成 6 年分所得税確定申告で「雑損控除」を選択して申告書を提出し、別途、
個人住民税については、何ら申告をせずに現在に至っているケースについて

地方税法第 3 1 7 条の 3 において、標記 1 の例については、所得税確定申告の
提出日前に、別途「雑損控除」を適用しない旨の住民税の確定申告書を提出しな

ければならないとされていることから、今からでは、平成7年度住民税における「雑損控除」をとりやめ、災害減免扱いとし、改めて平成8年度住民税において「雑損控除」の適用をするということとはできないようになっております。

しかし、被災地の市町においては、この規定の取扱いについては、大震災直後の混乱期にあって一般納税者に制度の主旨が十分理解されておらず、選択のチャンスを生かすことができなかったとして、今からでも、その選択の変更を認める取扱いをしているところもあります。

そこで、貴市・町においては、すでに期限後ではありますが、平成7年度の「雑損控除」をとりやめ、「災害減免扱い」とする選択の変更の取扱いをしていたかどうか、お尋ねします。

2. 平成8年度住民税申告に際し、「雑損控除」を適用する場合の提出期限について（平成6年分所得税確定申告で「雑損控除」を選択し、平成7年度住民税では「雑損控除」の適用がされていない場合）

地方税法第317条の3によりますと、標記2のようなケースで平成8年度の住民税の申告書を提出する場合、所得税確定申告書の提出日前に住民税申告書を提出しなければならないこととなっています。

しかしながら、所得税確定申告は、本年度は昨年のような期限延長がされていないところへ、平成6年分の未提出分、あるいは雑損控除の繰越控除制度の適用などにより、申告者の急増が見込まれるとして、すでに税務署では確定申告事務の受付を被災地の相談所で開始されています。

そこで、所得税確定申告書の提出日前に住民税の申告書を提出できないケースが相当出てくる可能性があります。

このような事態を考慮して、平成8年度住民税申告書を本来の提出期限（8年3月15日）までに出せば、「雑損控除」の適用を認めていただけますかどうか、その取扱いについてお尋ねします。

（提出先）

豊中市長	林	實	殿	宝塚市長	正 司	泰一郎	殿
神戸市長	笹 山	幸 俊	殿	尼崎市長	宮 田	良 雄	殿
芦屋市長	北 村	春 江	殿	伊丹市長	松 下	勉	殿
明石市長	岡 田	進 裕	殿	川西市長	柴 生	進	殿
西宮市長	馬 場	順 三	殿	洲本市長	中 川	啓 一	殿
三木市長	加 古	房 夫	殿	東浦町長	新 阜	京 一	殿
津名町長	柏 木	和三郎	殿	五色町長	砂 尾	治	殿
淡路町長	竹 代	秀 雄	殿	西淡町長	長 江	和 幸	殿
北淡町長	小久保	正 雄	殿	三原町長	中 田	勝 久	殿
一宮町長	上 田	弘	殿	南淡町長	坂 川	一 弘	殿
				緑 町 長	高 木	薫	殿

P.1

平成7年1月26日

近畿税理士会

阪神大震災に係る税務上の 取扱いについての資料

災害等を受けた納税者の救済措置の概要を取りまとめましたので、御参照ください。

災害等を受けた納税者の救済措置について

第一 租税の減免等

一 源泉所得税

1 給与所得に係る源泉徴収の猶予又は還付

(1) 所得税法第28条第1項に規定する給与等（以下「給与等」という。）の支払を受ける者が、災害により住宅又は家財について甚大な被害（注1）を受け、かつ、その災害のあった日においてその年分の合計所得金額の見積額が600万円以下であるときには、その災害にあって日以後に支払を受けるその年分の給与等について源泉徴収の猶予を受け、又はその年1月1日からその災害があった日の前日までの間において受けた給与等について源泉徴収された税額の還付（注2）を受けることができる（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（以下「災免法」という。）3条2項）。

（注1）甚大な被害とは、災害により給与所得者及びその者と生計を一にする配偶者その他の親族（その合計所得金額が基礎控除額以下の者に限る。）の所有する住宅又は家財について受けた損害の金額が、その住宅又は家財の価額の10分の5以上であることをいう（災免令3条の2第1項）。この場合において、保険金等により補填される部分の金額は、除いて判定する（災免令1条）。以下同じ。

（注2）今回の場合、この還付を得るケースはないと考えられるので、以下は省略する。

(2) この場合における猶予金額は、次による（災免令3条の2第1項）。

イ その年分の合計所得金額の見積額が300万円以下の場合 その年分のその後の源泉徴収が猶予される。

ロ 同じく300万円超450万円以下の場合 その災害のあった日から6月を経過する日の前日までの間に支払を受けるべき給与等について、源泉徴収が猶予される。

ハ 同じく 450 万円超 600 万円以下の場合 その災害のあった日から 3 月を経過する日の前日までの間に支払を受けるべき給与等について、源泉徴収が猶予される。

(3) 上記の源泉徴収の猶予を受けようとする給与所得者は、その猶予を受けようとする給与等のうち最初に支払を受ける給与等の支払を受ける日の前日（注 1）までに、その給与等の支払者を經由して、給与所得者の納税地の所轄税務署長に「源泉所得税の徴収猶予申請書（災免用）」（注 2）を提出しなければならない（災免令 4 条 1 項）。

（注 1）この期限は、第二の一によっても延長されない。申請書を受理した支払者が交通事情等により期限までに税務署長へ提出できないときは、その旨税務署長へ申し出て、その指示を受けられたい。

（注 2）この申請書には、①徴収の猶予を受けようとする旨、②被害の状況、③損害金額、④その災害のあった日において見積ったその年分の合計所得金額の見積額を記載しなければならない（災免令 4 条 1 項）。

(4) 上記の源泉徴収の猶予とは、源泉徴収を一定期間延期することではなく、所定の期間内の源泉徴収を行わないことである。従って、給与等の支払者は、猶予期間が満了した後においても、その期間に係る源泉徴収も年末調整も行わない。この猶予を受けた給与所得者は、確定申告により精算することになる（災免法 3 条 6 項）。

（注）上記の源泉徴収の猶予は、前年分の給与等については通用されない。また、給与所得者の所得と被害の状況によっては、4 の猶予が有利な場合もあるので、注意されたい。

2 公的年金等に係る源泉徴収の猶予

所得税法第 35 条 3 項に規定する公的年金等の支払を受ける者についても、1 に準ずる（災免法 3 条 3 項）。

3 報酬、料金等に係る源泉徴収の猶予

所得税法第 204 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定する報酬又は料金等の支払を受ける者についても、1 に準ずる（災免法 3 条 4 項）。

ただ、この場合の申請書は、支払を受ける者の納税地の所轄税務署長に直接に提出し、その税務署長は、調査の上、猶予期間等をその報酬等の支払者に通知することになる。

4 給与等、報酬等に係る 4 年間の源泉徴収の猶予

給与等、公的年金等、報酬等の支払を受ける者が災害により被害を受けた場合において、その災害のあった日の属する年又はその翌年以後 3 年以内の各年において、その災害による雑損失の金額があるものと見積られ、又は雑損失の繰越控除を受けることができるものがあるときは、その者のその年又はその翌年以後 3 年以内の各年において支払を受ける給与等、公的年金等、報酬等について、雑損失又は雑損失の繰越控除の規定の適用に関し、必要な限度において、その源泉徴収の猶予を受けることができる（災免法 3 条 5 項）。

この猶予を受けようとする者は、必要事項を記載した「雑損失又は繰越雑損失がある場合の

源泉所得税の徴収猶予承認申請書」をその者の納税地の所轄税務署長に提出し、税務署長は、調査の上、徴収猶予限度額及び徴収猶予開始の日を定めて、申請者及び給与等の支払者に通知する（災免法10条1項、2項）。

二 申告所得税

1 災害減免法による租税の減免

災害により住宅又は家財について甚大な被害を受けた居住者で、被害を受けた年分の合計所得金額が600万円以下であるものは、その所得金額に応じ、所得税の額が軽減又は免除される（災免法2条）。

（注）この規定は、今回の場合、平成8年3月の確定申告において適用される。

2 所得税法による所得控除等

災害等により被害を受けた場合には、所得税法上の雑損控除（所得税法72条）、資産損失の必要経費算入（同法51条）、生活に通常必要でない資産の災害損失の譲渡所得からの控除（同法62条）、純損失の繰越控除及び純損失の繰戻し還付（同法70条、140条）、雑損失の繰越控除（同法71条）の外、医療費控除（同法73条）の規定の適用を受けることができる。

（注1）この規定は、今回の場合、平成8年3月の確定申告において適用される。

（注2）1と2とは、選択によりどちらかの適用を受けることになるので、適用を受けるときは、その利害得失を考慮する必要がある。

（注3）保険金等により補填される部分の金額は、損失の金額から控除される。

三 法人税

被災資産の評価損の損金算入（法人税法33条）、青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し（同法57条）、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し（同法58条）、欠損金の繰戻しによる還付（同法81条。なお、租税特別措置法66条の14により大部分は不適用となる。）、耐用年数の短縮（法人税法施行令57条）の規定の適用を受けることができる。

四 相続税及び贈与税

1 申告書の提出期限前に災害により被害を受けた場合

相続税又は贈与税の納税義務者が、災害により相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産について、申告書の提出期限前に甚大な被害（注）を受けた場合には、その申告に係るその財産の価額は、被害を受けた部分の価額を控除した金額により計算する（災免法6条1項）。

この場合には、申告書にその旨等を記載して、原則として期限内に提出しなければならない（災免令12条3項）。

（注）ここで、「甚大」とは、相続等により取得した財産のうち、災害により被害を受けた部分の価額（保険金等により補填された金額は除く）が相続税等の課税価格の計算の基礎となった財産の価額（債務控除後の価額）の10分の1以上であることをいう（災免令12条1項）。

2 申告書の提出期限後に災害により被害を受けた場合

相続税又は贈与税の納税義務者が、災害により相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産について、その申告書の提出期限後に甚大な被害を受けた場合には、その被害があった日以後に納付すべき相続税又は贈与税（注）のうち、被害を受けた部分に対する税額が免除される（災免法4条）。

（注）例えば、延納許可を受け、その分納期限が未到来のもの等をいい、滞納中のものや附帯税は除かれる。

この規定の適用を受けようとする者は、「災免法第4条の規定による相続税、贈与税の免除承認申請書」にその旨等を記載し、災害のやんだ日から2月以内に納税地の所轄税務署長に提出する。

五 その他

酒類又は製造たばこ、揮発油、石油ガス、原油若しくはガス状炭化水素の製造者等又は販売業者が販売のために所持するこれらの物で、酒税又はたばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税若しくは石油税を課されたものが災害により亡失し、滅失し、又はその本来の用途に供することができない状態になった場合には、これらの酒類等について課せられた酒税等に相当する金額（保険金等により補填された部分を除く。）をその酒税等の納税義務者の納付すべき酒税等から控除する等の規定がある（災免法7条）。

自動車の販売業者等が自動車検査証の交付等を受ける目的で保管している自動車のうち、この交付等を受けたもので災害による被害により使用廃止とされたものについても、これに準ずる（災免法8条）。

また、貸倒れに係る消費税額の控除等の規定がある（消費税法39条）。

第二 期限の延長

一 災害等による期限延長

（1）災害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく期限までに、申告書、請求書等の書類の提出や納付等の行為をすることができない場合は、その理由のやんだ日から2月以内（注1）に限り、その期限が延長される（通則法11条）。

この場合、災害等が広範囲にわたって発生した今回のような場合には、国税庁長官がその地域及び期日を指定してその期限を延長する。従って、納税者による申請等は、必要ない（注2）（注3）。

（注1）国税庁長官は、その地域及び期日を告示で指定するが、その期日は、理由のやんだ日から2月以内の日として具体的に特定の日を指定する。もっとも、壱仙首賢島の場合のように、未だその理由がやんでいないときは、「別途の告示で指定する日」まで延長することとしている。本件の場合、現在のところ、未だ告示はされていないが、近日中にされる見込みである。

（注2）個別的な災害の場合には、その納付等の行為等をなすべき者が、税務署長等に申請しなければならない。

（注3）地域指定による延長は、その地域内に納税地のある者だけが対象となる。従って、その

P.5

地域内に納税地はないが、事業所等があり、その事業所等が被災したために申告等ができないときは、個別に申請することとなる。

- (2) 国税庁長官によるこの期限延長の告示があっても、例えば、出国の時を期限としているような場合等一定の行為にかかわらしめている期限については、適用がない。

また、災害を受けたために資金不足を生じ、納付が困難となった場合には、この規定は適用されず、第三の納税の猶予等の規定の適用を受けることになる。

二 法人税の確定申告期限の延長

法人が災害その他やむを得ない理由（会計監査人の監査を受けなければならないことその他の反復的、定型的な理由を除く。）により決算が確定しないため、確定申告書を所定の提出期限内に提出することができないと認められる場合には、一の延長があった場合を除き、納税地の所轄税務署長に申請して、その提出期限の延長を受けることができる（法人税法 75 条）。

第三 その他

一 納税の緩和措置

- (1) 災害により、納税者が財産について相当な損失（注 1）を受けた場合には、その後に納期限が到来する国税について、納税者の申請（注 2）に基づき、その納税者の個別的な納付能力の調査を要しないで、その損失の状況等に応じ納期限から 1 年の範囲内（注 3）で納税の猶予を受けることができる（通則法 46 条 1 項）。

（注 1）「相当な損失」とは、通常、財産の 20 % 以上の損失をいうものとされているが、保険金等により補填された部分は除いて判定する。

（注 2）災害のやんだ日から 2 月以内に納税地の所轄税務署長に「納税の猶予申請書」を提出しなければならない。この場合において、その税が納税の告知のされていない源泉徴収等による国税であるときは、その月分の徴収高計算書を添付しなければならない。

（注 3）猶予期間は、全損（被害額が 50 % 超）の場合は 1 年、半損（被害額が 20 % から 50 % まで）の場合は 6 月から 10 月の範囲内で税務署長が決定し、許可する。

- (2) 災害を理由として、滞納中の国税について一時的に納付困難な状態になったときは、税務署長は、その者の申請に基づき、その納付能力を調査した上、担保の提供等を条件として、1 年以内の納税の猶予をすることができる（通則法 46 条 2 項）。
- (3) (1) 及び (2) の外、換価の猶予（徴収法 151 条）及び滞納処分の停止（徴収法 153 条）の制度がある。

二 延滞税の免除

- (1) 一の納税の緩和措置を受けた場合には、原則として、その猶予等の期間内に係る延滞税の全額又は 2 分の 1 に相当する金額が免除される（通則法 63 条 1 項）。
- (2) 第二の一又は二により期限が延長された場合には、延長された期限が法定納期限等となるので、その間の延滞税は課されない。

以 上

資料1

兵庫県南部地震により多大な被害を受けた地域における
申告、納付等の期限の延長の措置について

- 1 国税庁では、兵庫県南部地震により多大な被害を受けた以下の18市町の納税者に対して、国税に関する申告、納付等の期限の延長を行うこととした。

○兵庫県 ― 神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三木市、川西市、津名町、淡路町、北淡町、一宮町、東浦町、五色町、西淡町

○大阪府 ― 豊中市

- 2 この地域に納税地を有する納税者については、兵庫県南部地震がおきた平成7年1月17日以降に到来する申告等の期限が、自動的に延長されることとなる。
- 3 申告等の期限をいつまで延長するかについては、多くの方々が避難生活を余儀なくされるなど災害が継続している状況にあり、今後被災者の状況に十分配慮して検討して参りたい。
- 4 なお、上記の指定地域以外の地域で、今回の兵庫県南部地震により大きな被害を受けた納税者についても、所轄税務署に申請していただければ、今回の措置と同様に申告等の期限の延長を行うこととしている。

P. 7

(参 考)

災害にあったときの税の救済措置

被災納税者に対する税の救済措置として、次のものがある。

(1) 申告、納付等の期限の延長（国税通則法第11条）

災害により申告、納付等を期限までにできないときは、災害のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長される。

① 地域指定

災害による被害が大きい地域について、自動的に申告等の期限が延長される。

② 個別指定

指定地域以外の地域については、所轄の税務署長に申請することにより、個別に申告等の期限が延長される。

(2) 納税の猶予（国税通則法第46条）

災害により財産に相当の損失を受けた場合及び国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、原則として1年以内の期間に限り、納税が猶予される。

(3) 租税の軽減免除等（災害減免法又は所得税法第72条等）

災害により、住宅、家財、事業用資産等に損害を受けたときは、税務署に申請等を行うことにより、被害の程度に応じて、租税の軽減、免除、徴収猶予及び還付又は雑損控除の適用を受けることができる。

都道府県名		指定地域
大阪府	豊中市	
兵庫県	神戸市	
兵庫県	尼崎市	
	明石市	
	西宮市	
	洲本市	
	芦屋市	
	伊丹市	
	宝塚市	
	三木市	
	川西市	
	津名郡	
	三原郡	
	西淡町	

○ 国税庁告示第一号
 国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第一項（災害等による期限の延長）の規定に基づき、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に国税の納税地を有する者に係るもの（その者の納付すべき国税に係る期限については、当該国税の納税地が当該地域にあるものに限り、その期限が平成七年一月十七日以降に到来するものについては、その期限を別途国税庁告示で定める期日まで延長する。）
 平成七年一月二十五日
 国税庁長官 寺村 信行

災害等による期限延長の申請の手続きのお知らせ

災害を受けた納税者の救済措置については、「災害等による期限延長」に関して、次の地域に所在地のある納税者は、資料1のとおり平成7年1月25日国税庁長官告示第1号により、平成7年1月17日以降到来する申告等の期限が自動的に延長されました。（申告等の延長の期限については現在のところ決定されていません。）

〈告示による指定地域〉

- | | |
|-------|---|
| ○ 兵庫県 | 神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、宝塚市
三木市、川西市、津名町、淡路町、北淡町、一宮町、東浦町、五色町
西淡町 |
| ○ 大阪府 | 豊中市 |
- （注）大阪市、大阪府吹田市、箕面市、池田市については1月26日現在未指定です。

上記以外の指定地域以外の地域で、今回の兵庫県南部地震により大きな被害を受けた納税者についても、所轄税務署に申請すれば、今回の措置と同様に申告等の期限が延長されます。（指定地域は申請の必要はありません。）

この個別に期限延長の申請をする場合の手続きをお知らせいたします。

なお、関与先の納税者は被災地域外で災害等を受けていないが、税理士事務所が被災地域内で災害等を受けた場合も個別に申請が必要となります。

- （注）1. 期限の延長の申請は、原則として納税者が行うものですが、納税管理人や納税義務者の代理権限を有する税理士によっても行うことができます。
2. 延長の申請は、災害その他やむを得ない事由がやんだ後相当の期限内にその理由を記載した書面でなければなりません。（通則令3条3項）
3. 期限延長の申請書の様式は、〈別紙様式〉のとおり定められています（署に備付用紙がない場合には、類似の様式を適宜作成して申請してください。）。
4. 国税庁長官が職権により期限の延長をした場合においても、延長した期限内に、なお申告等ができないと認められるときは、災害その他やむを得ない理由のやんだ日から2か月を限度として、納税者その他の関係人の申請に基づいてその期限を再延長することができることとされています（通則法基通関係11条3）。

〈申告書の記載例〉

- ① 関与先の納税者は被災者でないが、会員事務所が被災者であるため、申告書類等の作成ができないケース・・・・・・〈別紙ケース1〉
- ② 関与先の納税者が被災者で、申告書類等の作成ができないケース
・・・・・・〈別紙ケース2〉

P.9

平成 年 月 日

東 税 務 署 長 殿

(〒)

申請者 住 所 (所在地) _____ (電話) _____

氏 名 (名称) _____ (法源番号) _____ 印

災害による申告、納付等の期限延長申請書

自 平成 7 年 1 月 1 7 日 の「兵庫県南部地震」により被害を受けましたので、下記のとおり、申告、
至 平成 年 月 日 (災害のやんだ日)
納付等の期限の延長を申請します。

記

申 請 内 容			※ 処 理
期 限 の 種 類	法 定 期 限	申 請 期 限	
	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
被 災 状 況	(被災の状況、程度等を簡記してください。)		参 考 事 項
	(連絡先等)		

(注) 1 この申請書は、原則として災害のやんだ日から1か月以内に申請してください。
2 「期限の種類」欄には、「法人税確定申告及び納付」「源泉所得税の納付(月分)」「消費税確定申告及び納付」等の要領で記入してください。なお、行政処分による各種期限についても延長の対象となります。
3 「申請期限」欄は、特段の事情のない限り、国税庁長官告示と同日で差し支えありません。
4 「申請内容」欄に書ききれない場合には、適宜、別葉を作成してください。
5 ※印の欄の記入は要しません。

※	署 長	副 署 長	総務課長	統 括 官	担 当 者	※受理No.	
※ 決 議						※ 決議	平成 年 月 日
						※ 通知	平成 年 月 日
							第 号 口 頭・()

〈別紙ケース1〉 税理士が被災した場合

平成 7 年 1 月 × × 日

× × 税 務 署 長 殿

(〒 540)
申請者 (住所) 大阪市中央区谷町1-×-0
(電話 06-941-××××)
氏 名 近 畿 株 式 有 限 公 司
(名称) (法源番号 × × × × × ×)

災害による申告、納付等の期限延長申請書

自 平成 7 年 1 月 1 7 日
至 平成 年 月 日
(災害のやんだ日)

の「兵庫県南部地震」により被害を受けましたので、下記のとおり、申告、納付等の期限の延長を申請します。

記

申 請 内 容			※ 処 理
期 限 の 種 類	法 定 期 限	申 請 期 限	
法人税確定申告及び納付	平成 7 年 1 月 31 日	平成 7 年 3 月 31 日	
消費税確定申告及び納付	平成 7 年 1 月 31 日	平成 7 年 3 月 31 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
被災状況	(被災の状況、程度等を簡記してください。) 当社の申告書類の作成を一括して処理している税理士×××事務所が、表記の地震により被害を受け、帳簿書類等申告関係書類が焼失したため、その繰元整理、決算書類作成に最低2か月必要と見込まれる。		(連絡先等) 参 考 事 項

(注) 1 この申請書は、原則として災害のやんだ日から1か月以内に申請してください。
 2 「期限の種類」欄には、「法人税確定申告及び納付」「源泉所得税の納付(月分)」「消費税確定申告及び納付」等の要領で記入してください。なお、行政処分による各種期限についても延長の対象となります。
 3 「申請期限」欄は、特段の事情のない限り、「国税庁長官告示」と同日で差し支えありません。
 4 「申請内容」欄に書ききれない場合には、適宜、別紙を作成してください。
 5 ※印の欄の記入は要しません。

※ 署 長	副 署 長	総務課長	統 括 官	担 当 者	※受理No.	
					※ 決議	平成 年 月 日
					※ 通知	平成 年 月 日 第 号 口 頭・()

P.11

〈別紙ケース2〉納税者が被災した場合

平成 7 年 / 月 / 日

× × 税 務 署 長 殿

(〒 555)

申請者 住所 (所在地) 大阪市西淀川区野里3-×-×
(電話) 06-472-××××

氏 名 (名称) 近畿太郎 印
(法源番号) × × × ×

災害による申告、納付等の期限延長申請書

自 平成 7 年 1 月 17 日
至 平成 年 月 日
(災害のやんだ日)

の「兵庫県南部地震」により被害を受けましたので、下記のとおり、申告、納付等の期限の延長を申請します。

記

申 請 内 容			※ 処 理
期 限 の 種 類	法 定 期 限	申 請 期 限	
相続税の申告及納付	平成 7 年 2 月 10 日	平成 7 年 4 月 10 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
被災状況	(被災の状況、程度等を簡記してください。) この地震により、申告関係書類が焼失した。		(連絡先等) 大阪市中央区谷町1-×-× 0000 税理士事務所

(注) 1 この申請書は、原則として災害のやんだ日から1か月以内に申請してください。
2 「期限の種類」欄には、「法人税確定申告及び納付」「源泉所得税の納付(月分)」「消費税確定申告及び納付」等の要領で記入してください。なお、行政処分による各種期限についても延長の対象となります。
3 「申請期限」欄は、特段の事情のない限り、国税庁長官告示と同日で差し支えありません。
4 「申請内容」欄に書ききれない場合には、適宜、別葉を作成してください。
5 ※印の欄の記入は要しません。

※ 決 裁	署 長	副 署 長	総務課長	統 括 官	担 当 者	※受理No.	
						※ 決議	平成 年 月 日
						※ 通知	平成 年 月 日 第 号 □ 頭・()

近税6第546号
(本部第2号)
平成7年1月23日

大阪国税局長
若林勝三殿

近畿税理士会
会長 森 金次郎

兵庫県南部地震に伴う緊急要望書

平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震に伴い、税制上緊急に立法を必要とする項目及び税務上緊急に対応を必要とする項目について下記のとおり要望する。

1. 被災者の災害復旧に要する資金調達を早期に図るため、災害が平成6年12月31日に発生したものとみなして、災害減免法、雑損控除など税負担減免のための制度を平成6年分の所得税に適用するなどの特例を、緊急に立法されたい。

災害によって損失を受けた場合には、個人の場合は災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（災害減免法）や所得税法の資産損失の必要経費算入（第51条）及び雑損控除（第72条）などの規定を適用し、また、法人の場合は災害による損失の額を損金の額に算入することなどにより、税負担が軽減あるいは免除される。

しかし、これらの規定は、いずれも損害を受けた年分又は事業年度に対する所得税又は法人税に対して適用されるため、例えば個人の場合には今から1年後の平成8年3月に申告納付する平成7年分の所得税が対象になって、これから申告納付を行う平成6年分の所得税に対しては適用されない。

今回の災害は1月17日未明に発生したところであるが、もし、この災害がわずか17日前の平成6年12月31日に発生したと仮定すると、これらの損害は平成6年分の所得税の計算に反映され、これから確定申告しなければならない所得税は大幅に減免あるいは還付されるであろうし、特に給与所得者の場合はほとんどが還付を受けることができるようになって、税の減免による資金を一日も早い復旧に用いることができるようになる。

今回の災害が、きわめて広範囲にわたり、また、その損害の大きさも未曾有

のものであるところから、上記のような特例を緊急に立法されたい。

また、このほか、災害の日前に相続が開始し申告期限が未到来の相続税についても、財産が多大な損害を受けたり消失したような場合には、現実には税務力がないところから、税負担が軽減されるための所要の措置を講じられたい。

2. 申告等の期限の延長について早急に指定されたい。

国税通則法第11条の規定を受けて、国税通則法施行令第3条第1項では、国税庁長官が地域および期日を指定して、申告等の期限を延長することができることとされており、今回の災害に対しても指定されるであろうと思われるが、月末も目前に控え、税理士は納税者に対して混乱の中での的確な対応を行っていかねばならず、地域および期日の指定を早急に行われたい。

3. 税理士が被災した場合の申告等の期限の延長について弾力的運営を図られたい。

国税通則法第11条の規定では、納税者が被災した場合について申告等の期限の延長の特例を認めたものであるが、税理士が被災した場合においても、申告に関連する帳簿や資料等が税理士の手元にあり、期限内の申告が実務上不可能である事情を踏まえ、申告等の期限の延長の特例の適用について弾力的な運営を図られたい。

4. 法人税法上適用が停止されている所得税額の控除及び欠損金の繰戻しによる還付について、被災した法人に対しては停止を解除するよう緊急に立法されたい。

法人税法上適用が停止されている所得税額の控除及び欠損金の繰戻しによる還付（租税特別措置法第68条の2、66条の14）について、被災した法人に対しては停止を解除して還付の途を開き、一日も早い復旧に資するよう緊急に立法されたい。

5. 期限のない届出書の適用時期について弾力的運営を図られたい。

消費税の簡易課税や課税事業者の選択等は、その届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間から適用されることとされており（消費税法第9条第4項、第37条第1項等）、期限の規定として設けられていないため、国税通則法第11条の規定による期限の延長は、これらの届出書等については効果が及ばない。そこで、これらの期限のない届出書の適用時期についても、その効果が及ぶように弾力的な運営を図られたい。

募金団体を通じて拠出する兵庫県南部地震に係る義援金等の取扱い

1. 個人又は法人が募金団体を通じて兵庫県南部地震に係る義援金等を拠出した場合に、各国税局からその義援金等が最終的に兵庫県等の地方公共団体に寄附されるものであることの個別確認を受けることができたときは、その義援金等について、兵庫県等の地方公共団体に直接寄附をする金品と同様に、国等に対する寄附金として税制上の特典を受けることが認められる。

(注) 国等に対する寄附金についての税制上の特典は次のとおりである。

- (1) 個人が支出する寄附金 寄附金控除（所得金額の25%又は寄附金の額のいずれか少ない方の金額から1万円を控除した金額を所得から控除する。）の対象とする。

- (2) 法人が支出する寄附金 金額を損金の額に算入する。

2. このたびの兵庫県南部地震災害に関し、新聞・放送等の報道機関、慈善事業団体、商工会議所、同業組合等の団体が緊急に募る救援金品（義援金等）が兵庫県等の地方公共団体に対する寄附金に該当するかどうかの確認に当たっては、その緊急性に鑑み、その確認手続きを簡素化する。具体的には、募金要綱、募金趣意書、新聞報道等に兵庫県等の地方公共団体に対して寄附するものであることを明らかにして募る義援金は、国等に対する寄附金に該当するものとして取り扱うこととし、各国税局（法人税課）において募金団体からの口頭確認にも応ずることとする。

3. なお、例えば、次の団体に対する義援金は、国等に対する寄附金として取り扱われる。

- (1) 社会福祉法人中央共同募金会及び各都道府県共同募金会に拠出する義援金
- (2) 日本赤十字者及びNHK各放送局に拠出する義援金

P. 1

「阪神・淡路大震災への税制上の対応について」の資料

(平7. 3. 7分)

今回の大震災に関し、これまでも税制上の特例措置が講じられ、都度資料をお送りしていますが、平成7年3月7日に措置されました一連の対応等について、入手した資料をお届けします。

(資料目次)	連番頁
1. 申告期限等のお知らせ	①
2. 阪神・淡路大震災への税制上の対応について	
① 申告所得税関係	②
② 法人税、消費税、源泉所得税、印紙税関係	④
③ 資産税関係	⑩
(相続税・贈与税関係、地価税関係、所得税関係)	
3. 阪神・淡路大震災に関する諸費用の法人税の取扱い	⑮
4. 地方税に関する税制上の措置(一部2月20日公布分を含む)	⑲

近畿税理士会
阪神大震災救援対策本部

阪神・淡路大震災で被災された地域の方へ

申告期限等のお知らせ

○ 指定地域に納税地のある方の申告・納付などの期限

【指定地域】

兵庫県神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、
伊丹市、宝塚市、三木市、川西市、津名郡津名町、淡路町、
北淡町、一宮町、東浦町、五色町、三原郡西淡町、
大阪府豊中市

(被災されたことにより相当の期間、平成6年分の申告等ができない方は、
次の日までに申告等をしていただければよいこととしています。)

申告所得税 平成8年3月15日

個人の消費税 平成8年4月1日

(その他の方は、次の日を期限とすることとしています。)

申告所得税・個人の消費税 平成7年5月31日

(次の日を期限とすることとしています。)

法人税等 平成7年5月31日

[法人税等とは、法人税、法人の消費税、源泉所得税、相続税、
贈与税、酒税の申告等、法定調書の提出等をいいます。]

ただし、被災されたことにより、平成7年5月31日までに
申告等ができない事情がある場合は、個別に税務署に申請
して期限延長の措置を受けることができます。

○ 指定地域以外に納税地がある方で被災された方の申告・ 納付などの期限

☆ 指定地域以外に納税地がある個人又は法人で、被災された
ことにより期限までに申告等ができない事情がある場合には、
個別に税務署に申請して期限延長の措置を受けることができ
ます。

被災された方等の

申告所得税の還付申告を受付中です。

※ 詳しくは、最寄りの税務署・税務相談室にお尋ねください。

大阪国税局・税務署

阪神・淡路大震災への税制上の対応について(申告所得税関係)

一 被災者・被災企業の被害に対する早急な対応

大震災により住宅が居住の用に供することができなくなった場合の住宅取得促進税制の適用の特例

住宅取得促進税制の対象となっている住宅が、阪神・淡路大震災（以下「大震災」という。）により居住の用に供することができなくなった場合においては、6年の控除期間のうち残存期間について、住宅取得促進税制の適用を認める。

二 被災地における生活・事業活動の復旧等への対応

1 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却

被災市街地復興特別措置法に規定する住宅被災市町村とされた市町村の区域内において取得する一定の優良な賃貸住宅について、5年間、耐用年数45年以上のものにあつては100分の70、耐用年数45年未満のものにあつては100分の50の割増償却を認める。
（注）上記の措置は、平成7年4月1日から平成10年3月31日までの間に取得して、賃貸の用に供する賃貸住宅について適用する。

2 被災代替資産等の特別償却

建物、構築物若しくは機械装置で大震災により滅失・損壊した建物、構築物若しくは機械装置の代替資産又は被災区域及び当該被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内において取得する一定の建物、構築物若しくは機械装置について、建物又は構築物については取得価額の100分の15(平成10年度以後に取得するものは、100分の10)(中小企業者等が取得するものにあつては、100分の18(同100分の12)とする。)、機械装置については取得価額の100分の30(平成10年度以後に取得するものは、100分の20)(中小企業者等が取得するものにあつては、100分の36(同100分の24)とする。)の特別償却を認める。

（注）上記の措置は、平成7年1月17日から平成12年3月31日までの間に取得して、事業の用に供する資産について適用する。

三 その他

1 指定寄附金制度の活用

以下の寄附金を指定寄附金の対象とする。

- ① 学校法人、社会福祉法人等の公益法人等が設置する公益の用に供される建物等で大震災により滅失又は損壊したものの復旧のため、一定の要件の下にその公益法人等が募集する寄附金（その寄附金の募集につき主務官庁が適正と認めたものに限る。）
- ② 大震災による被災者の救済活動の支援のため、全国社会福祉協議会が募集する寄附金

2 最低資本金を満たすまでの利益の資本組入りに係るみなし配当の非課税措置等の適用期限の延長

阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律（仮称）の制定により、商法等における最低資本金に関する経過措置の特例が延長されるのに併せて、利益の資本組入りに係るみなし配当の所得税の非課税措置等の適用期限を1年延長する。

阪神・淡路大震災への税制上の対応について

(法人税・消費税・源泉所得税・印紙税関係)

平成7年2月20日公布・施行の「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」(平成7年法律第11号)等による緊急対応に加え、阪神・淡路大震災への税制上の対応として、以下の措置が講じられる予定である。

法人税関係

1 被災企業の被害に対する早急な対応

(1) 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付

法人の平成7年1月17日から平成8年1月16日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額のうちに震災損失金額がある場合には、当該事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度(以下「比較対象事業年度」という。)の法人税額のうち震災損失金額に対応する部分の金額(震災損失金額の2分の1相当額が比較対象事業年度の所得金額を超える場合には、前2年以内に開始した各事業年度の法人税額のうち震災損失金額の2分の1相当額に達するまでの金額に対応する部分の金額)を還付する。

この還付は、仮決算による中間申告時の申請においても行うことができることとする。

(注) 上記の「震災損失金額」とは、大震災により棚卸資産、固定資産等について生じた損失に係る金額をいう(下記(2)において同じ)。

(2) 法人の利子・配当等に係る源泉所得税額の還付

法人の平成7年1月17日から平成8年1月16日までの間に終了する各事業年度において生じた震災損失金額がある場合には、当該事業年度における利子・配当等に係る所得税額の控除限度額は、現行の控除限度額(所得税額等の控除前の法人税額)に震災損失金額相当額を加算した金額とし、当該事業年度の法人税額から控除しきれなかった利子・配当等に係る所得税額を還付する。この還付は、仮決算による中間申告時においても行うことができることとする。

2 被災地における生活・事業活動の復旧等への対応

(1) 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却

被災市街地復興特別措置法に規定する住宅被災市町村とされた市町村の区域内において取得する一定の優良な賃貸住宅について、5年間、耐用年数45年以上のものにあっては100分の70、耐用年数45年未満のものにあっては100分の50の割増償却を認める。

(注) 上記の措置は、平成7年4月1日から平成10年3月31日までの間に取得して、賃貸の用に供する賃貸住宅について適用する。

(2) 特定の資産の買換えの場合の課税の特例

次の資産の買換えについて、一定の要件の下に、それぞれに掲げる課税繰延割合により圧縮記帳を認める。

イ 被災区域である土地等又はこれらとともに譲渡をする建物若しくは構築物（平成7年1月17日以後に取得されたものを除く。）から、国内にある土地等、建物その他の減価償却資産への買換え（課税繰延割合は100%（平成10年度以後は、80%））

ロ 被災区域である土地以外の土地の区域内にある土地等、建物又は構築物から、被災区域である土地等又はその土地の区域内にある建物その他の減価償却資産への買換え（課税繰延割合は、原則として100%（平成10年度以後は、80%）。ただし、買換資産が、既成都市区域内（自己が所有していた土地の区域を除く。）にある土地、建物その他の減価償却資産である場合には、80%（平成10年度以後は、60%）とする。）

(注)1 上記の「被災区域」とは、大震災により滅失（通常の修繕によっては現状回復が困難な損壊を含む。）をした建物等の敷地の用に供されていた土地及び当該建物等と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいう（下記(3)において同じ）。

2 上記の措置は、平成7年1月17日から平成12年3月31日までの間に譲渡をし、平成7年1月17日以後に取得する資産について適用する。

(3) 被災代替資産等の特別償却

建物、構築物又は機械装置で大震災により滅失し、若しくは損壊した建物、構築物若しくは機械装置の代替資産又は被災区域及び当該被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内において取得する一定の建物、構築物若しくは機械装置について、建物又は構築物については取得価額の100分の15（平成10年度以後に取得するものは、100分の10）（中小企業者等が取得するものに

P.7

あつては、100分の18（同 100分の12）とする。）、機械装置については取得価額の 100分の30（平成10年度以後に取得するものは、100分の20）（中小企業者等が取得するものにあつては、100分の35（同 100分の24）とする。）の特別償却を認める。

（注） 上記の措置は、平成7年1月17日から平成12年3月31日までの間に取得して、事業の用に供する資産について適用する。

(4) 土地譲渡所得課税の特例

イ 地方公共団体又は住宅・都市整備公団が被災市街地復興推進地域（大震災により被害を受けた市街地の土地の区域として、被災市街地復興特別措置法の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域をいう。以下同じ。）内で行う土地区画整理事業の施行区域内にある土地等を事業計画決定前に買い取る場合について、一定の要件の下に、5,000万円特別控除の適用を認める。

ロ 被災市街地復興推進地域内で行われる土地区画整理事業の施行に伴い、次に掲げる場合について、一定の要件の下で、取得価額の引継ぎによる課税の繰延べの特例の適用を認める。

(イ) その宅地の一部について換地を定めない旨の申出をし、交付される清算金に代えてその換地に施行者が建設する住宅を取得する場合

(ロ) その宅地の全部について換地を定めない旨の申出をし、交付される清算金に代えてその施行者が施行地区外において建設等をする住宅等を取得する場合

ハ 地方公共団体又は住宅・都市整備公団が被災市街地復興推進地域等内で行う第二種市街地再開発事業の施行区域内にある土地等を、これらの事業の施行者に代わって土地開発公社等が事業計画決定前に買い取る場合について、一定の要件の下に、5,000万円特別控除の適用を認める。

ニ 被災市街地復興推進地域内で行う第二種市街地再開発事業の施行区域内にある土地等を、住宅・都市整備公団に代わって土地開発公社が買い取る場合について、一般の土地譲渡益追加課税制度の適用除外とする。

ホ 被災市街地復興推進地域内で行われる施行地区要件が緩和された第二種市街地再開発事業に伴う土地等の買取りについて、5,000万円特別控除の適用を認める。

ヘ 被災市街地復興特別措置法に規定する住宅被災市町村とされた市町村の区域内の土地等が、平成7年4月1日から平成9年3月31日までの間に、大震災の復旧事業の用に供する等のために地方公共団体又は住宅・都市整備公団等買い取られる場合について、2,000万円特別控除の適用を認める。

ト 次の場合について、1,500万円特別控除の適用を認める。

- (イ) 被災市街地復興推進地域内の土地等が被災市街地復興特別措置法の買取りの申出に基づき都道府県知事等により買取られる場合
- (ロ) 被災市街地復興土地区画整理事業の換地計画に定められた公営住宅等の用地に供するための保留地の対価を取得する場合

3 その他

(1) 指定寄附金制度の活用

以下の寄附金を指定寄附金の対象とする。

イ 学校法人、社会福祉法人等の公益法人等が設置する公益の用に供される建物等で大震災により滅失又は損壊したものの復旧のため、一定の要件の下にその公益法人等が募集する寄附金（その寄附金の募集につき主務官庁が適正と認めたものに限る。）

ロ 大震災による被災者の救済活動の支援のため、全国社会福祉協議会が募集する寄附金

(2) 買換え特例に係る買換資産の取得期限の延長等

特定の資産の買換えの特例について、大震災のため、その買換資産を予定期間内に取得することが困難であるときは、一定の要件の下に、当該予定期間の延長を2年の範囲内で認める。

(3) 法人税の中間申告に係る特例

国税通則法の規定に基づく申告等の期限延長により、法人税の中間申告書の提出期限が確定申告書の提出期限と同一の日となる場合には、当該中間申告書の提出を要しないこととする。

P.9

源泉所得税関係

1 被災者の被害に対する早急な対応

(1) 大震災により住宅が居住の用に供せなくなった場合の住宅取得促進税制の適用の特例

住宅取得促進税制の対象となっている住宅が、大震災により居住の用に供することができなくなった場合においては、6年の控除期間のうち残存期間について、住宅取得促進税制の適用を認める。

(2) 財形住宅貯蓄等の要件に該当しない払出しの遡及課税等の特例

勤労者財産形成住宅貯蓄及び勤労者財産形成年金貯蓄につき、要件に該当しないこととなる払出しが行われた場合において、その払出しが大震災により被害を受けたことに伴うものであるときは、当該払出しに係る利子、収益の分配又は差益については課税対象とはせず、非課税貯蓄としての払出しを認めるとともに、遡及課税も適用しない。

(注) 上記の措置は、平成7年1月17日から平成8年1月16日までの間に払い出されたものについて適用する。

2 被災地における生活の復旧等への対応

○ 給与所得者等が住宅資金の貸付けを受けた場合の課税の特例

大震災により自己の住宅が滅失し、又は損壊した給与所得者等が、住宅の取得等に要する資金に充てるため、その者に係る使用者等からその資金の貸付けを使用人である地位に基づき無利息又は低い金利による利息で受けた場合には、その無利息又は低い金利による利息で受けたことに伴う経済的利益については、所得税を課さない。

(注) 上記の措置は、当該資金の貸付けを平成7年1月17日から平成8年12月31日までの間に受けた場合について適用する。

3 その他

○ 最低資本金を満たすまでの利益の資本組入れに係るみなし配当の非課税措置等の適用期限の延長

阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律（仮称）の制定により、商法等における最低資本金に関する経過措置の特例が延長されるのに併せて、利益の資本組入れに係るみなし配当の所得税の非課税措置等の適用期限を1年延長する。

消費税関係

○ 消費税の中間申告に係る特例

国税通則法の規定に基づく申告等の期限延長により、消費税の中間申告書の提出期限が確定申告書の提出期限と同一の日となる場合には、当該中間申告書の提出を要しないこととする。

○ 消費税の届出書の提出に係る特例

大震災により被災した事業者について、消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る適用関係の特例を設ける。

印紙税関係

○ 消費貸借に関する契約書に係る印紙税の特例

政府系金融機関又は地方公共団体等が大震災により被害を受けた者を対象として行う住宅資金、設備資金、運転資金等の特別貸付けに関して作成される消費貸借に関する契約書のうち、平成7年1月17日から平成10年3月31日までの間に作成されるものについて、印紙税を課さないこととする。

阪神・淡路大震災への税制上の対応について（資産税関係）

一 被災者・被災企業の被害に対する早急な対応

（相続税・贈与税関係）

1 課税価格の計算の特例

- (1) 平成7年1月16日以前の相続又は贈与に係る相続税又は贈与税で、平成7年1月17日以後に申告期限が到来するものについては、その課税価格の計算上、指定地域内の土地等及び一定の非上場株式等（同日において相続人等が所有していたものに限る。）の価額は、大震災の発生直後の価額によることができることとする。

この場合、平成7年10月30日までに申告期限が到来するものについては、その申告期限を平成7年10月31日まで延長する。

- (2) 平成7年1月17日から3年以内に開始した相続により、指定地域内にある土地等で相続開始前3年以内に取得等をした土地等についての課税価格の特例措置の対象となるもの（被相続人が平成7年1月16日までに取得したものに限る。）を取得した場合には、申告期限において相続人が当該土地等を所有している場合に限り、当該特例措置を適用しないことができることとする。

2 災害減免法による減免措置の適用基準の緩和

土地等を除いた財産の価額の10分の1以上の被害を受けた場合においても災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律による減免措置を適用できることとする。

（注）現行は、すべての財産の価額の10分の1以上の被害を受けた場合にのみ適用できる。

(地価税関係)

1 被災土地等に対する地価税の減免

(1) 大震災により滅失をした建物等又は大震災により通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊をした一定の建物等の用に供されていた土地等及び当該建物等と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地等について、平成7年から平成9年までの各年の課税時期に係る地価税を免除する。

(2) 大震災により土地が相当な被害を受けた場合には、その相当な被害を受けた部分の土地等について、平成7年の課税時期に係る地価税を免除する。

(3) 大震災により建物等が損壊し、その床面積の2分の1以上の部分が被災から一定期間使用されなかった場合には、当該建物等の用に供されていた土地等及び当該建物等と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地等について、平成7年の課税時期に係る地価税を免除する。

この措置の適用において、当該建物等に係る事業活動の稼働状況を示す一定の指標の被災から一定期間における数値が当該指標の前年同期（又はそれに類する期間）における数値の2分の1以下であるときは、当該建物等の床面積の2分の1以上の部分が被災から一定期間使用されなかったものとみなす。

(4) 大震災により電気、水道その他特定の経済活動基盤のうちの一の供給が被災から一定期間断たれた土地等について、平成7年の課税時期に係る地価税の2分の1を免除する。

2 応急仮設住宅敷地等に係る地価税の免除

大震災の被災者のための災害救助法の規定に基づく応急仮設住宅の用に供する土地等（平成7年6月30日までに関係府県知事又は関係市町村長に一定の要件で貸し付けられる土地等に限る。）について、平成7年の課税時期に係る地価税を免除する。

P.13

二 被災地における生活・事業活動の復旧等への対応

(所得税関係)

1 特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例

次の事業用資産の買換えについて、一定の要件の下に、それぞれに掲げる課税繰延割合により圧縮記帳を認める。

- ① 被災区域である土地等又はこれらとともに譲渡をする建物若しくは構築物（平成7年1月17日以後に取得されたものを除く。）から、国内にある土地等、建物その他の減価償却資産への買換え【課税繰延割合は100%（平成10年度以後は80%）】
- ② 被災区域である土地以外の土地の区域内にある土地等、建物又は構築物から、被災区域である土地等又はその土地の区域内にある建物その他の減価償却資産への買換え【課税繰延割合は原則として100%（平成10年度以後は80%）。ただし、買換資産が既成都市区域内（自己が所有していた土地の区域を除く。）にある土地、建物その他の減価償却資産である場合には80%（平成10年度以後は60%）とする。】

（注）1 上記の「被災区域」とは、大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。）をした建物等の敷地の用に供されていた土地及び当該建物等と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいう。

- 2 上記の措置は、平成7年1月17日から平成12年3月31日までの間に譲渡をし、平成7年1月17日以後に取得する資産について適用する。

2 土地譲渡所得課税の特例

- (1) 地方公共団体又は住宅・都市整備公団が被災市街地復興推進地域（大震災により被害を受けた市街地の土地の区域として、被災市街地復興特別措置法の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域をいう。以下同じ。）内で行う土地区画整理事業の施行区域内にある土地等を事業計画決定前に買い取る場合について、一定の要件の下に、5,000万円特別控除の適用を認める。

- (2) 被災市街地復興推進地域内で行われる土地区画整理事業の施行に伴い、次に掲げる場合について、一定の要件の下で、取得価額の引継ぎによる課税の繰延べの特例の適用を認める。
 - ① その宅地の一部について換地を定めない旨の申出をし、交付される清算金に代えてその換地に施行者が建設する住宅を取得する場合
 - ② その宅地の全部について換地を定めない旨の申出をし、交付される清算金に代えてその施行者が施行地区外において建設等をする住宅等を取得する場合
- (3) 地方公共団体又は住宅・都市整備公団が被災市街地復興推進地域等内で行う第二種市街地再開発事業の施行区域内にある土地等を、これらの事業の施行者に代わって土地開発公社等が事業計画決定前に買い取る場合について、一定の要件の下に、5,000万円特別控除の適用を認める。
- (4) 被災市街地復興推進地域内で行う第二種市街地再開発事業の施行区域内にある土地等を、住宅・都市整備公団に代わって土地開発公社が買い取る場合について、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減税率の特例の適用を認める。
- (5) 被災市街地復興推進地域内で行われる施行地区要件が緩和された第二種市街地再開発事業に伴う土地等の買取りについて、5,000万円特別控除の適用を認める。
- (6) 被災市街地復興特別措置法に規定する住宅被災市町村とされた市町村の区域内の土地等が、平成7年4月1日から平成9年3月31日までの間に、大震災の復旧事業の用に供する等のために地方公共団体又は住宅・都市整備公団等買い取られる場合について、2,000万円特別控除の適用を認める。
- (7) 次の場合について、1,500万円特別控除の適用を認める。
 - ① 被災市街地復興推進地域内の土地等が被災市街地復興特別措置法の買取りの申出に基づき都道府県知事等買い取られる場合

P.15

- ② 被災市街地復興土地区画整理事業の換地計画に定められた公営住宅等の用地に供するための保留地の対価を取得する場合

(登録免許税関係)

被災建物に代替する建物を取得する場合の登録免許税の特例

大震災により自己の所有する建物に被害を受けた者が取得する建物に係る次の登記を免税とする。

- (1) 建物の所有権の保存又は移転の登記で、阪神・淡路大震災により自己の所有する建物に被害を受けたことを証明する書類を添付して受けるもの
- (2) 上記(1)の建物の新築又は取得をするための資金の貸付けに係る債権を担保するために受ける当該建物を目的とする抵当権の設定登記で、上記(1)の登記と同時に受けるもの

(注) 上記(1)及び(2)の措置は、平成7年4月1日から平成12年3月31日までの間に受ける登記について適用する。

三 その他

1 買換え特例に係る買換資産の取得期限の延長

居住用財産及び特定の事業用資産の買換えの特例等について、大震災のため、その買換資産等を予定期間内に取得等をするのが困難であるときは、一定の要件の下に、当該予定期間の延長を2年の範囲内で認める。

2 最低資本金を満たすまでの利益の資本組入れに係る登録免許税の軽減措置の適用期限の延長

阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律(仮称)の制定により、商法等における最低資本金に関する経過措置の特例が延長されるのに併せて、増資登記等に係る登録免許税の軽減措置の適用期限を1年延長する。

平成7年3月
税 務 署

阪神・淡路大震災に関する諸費用の法人税の取扱い

今回の阪神・淡路大震災（「災害」といいます。）に関して法人が支出する諸費用については、次のように取り扱われます。

被災した資産の修繕費用などの取扱い

○ 災害損失特別勘定

災害により損壊等をした棚卸資産及び固定資産（「被災資産」といいます。）の修繕等のために災害のあった日から1年以内に支出すると見込まれる費用については、その適正な見積額を、災害のあった日の属する事業年度（「被災事業年度」といいます。）において災害損失特別勘定として経理し、損金の額に算入することができます（詳細は3、4ページを参照してください。）。

○ 復旧費用

被災資産の被害前の効用を維持するための補強工事等に要した費用は、現行の取扱いにかかわらず、修繕費としてその全額を損金の額に算入することができます。

ただし、復旧することに代えて新規に資産を取得した場合又は特別の施設（被災資産の被災前の効用を維持するためのものは除きます。）を設置する場合に、その取得又は設置のために支出した金額は、その資産の取得価額となりますので注意してください。

○ 損壊した賃借資産等に係る補修費用

賃借人である法人が補修義務のない賃借建物等について原状回復のための補修を行った場合には、その補修費用について、修繕費としてその全額を損金の額に算入することができます。

また、法人が補修義務のない販売又は賃貸をした資産について補修をした場合も、同様に取り扱われます。

（注）この取扱いにより修繕費とする補修費用は、災害損失特別勘定の繰入れの対象とはなりませんので注意してください。

○ 災害復旧費用等の原価外処理

災害復旧費用等について適正な原価計算に基づいて原価外処理をしたときは、その処理が認められます。

○ 繰延資産の基因となった資産の補修費用

災害損失特別勘定への繰入額の損金算入等の取扱いは、繰延資産に係る他の者の有する固定資産について損壊等の被害があった場合にも適用されます。

被災した取引先や従業員に対する見舞金などの取扱い

○ 従業員に対して支出した災害見舞金

災害を受けた自己の役員又は使用人に一定の基準で支給した災害見舞金品で、その金額が社会通念上相当であるものは、福利厚生費としてその全額を損金の額に算入することができます。

また、法人が自己の役員や使用人と同等の事情にある専属下請先の役員又は使用人や特約店のセールスマンに対して支給する災害見舞金品についても、同様に取り扱われます。

○ 取引先に対して支出した災害見舞金等

災害を受けた特約店、得意先、下請先等の取引先との従前の取引関係を維持・回復するため、その取引先の復旧過程で災害見舞金の支出又は事業用資産の供与若しくは役務の提供を行った場合には、そのために要した費用は、交際費等以外の費用としてその全額を損金の額に算入することができます。

(注) 取引先は、その受領した災害見舞金及び事業用資産の価額に相当する金額について、益金の額に算入することになりますので注意してください。

ただし、受領後直ちに福利厚生の一環として、被災した役員又は使用人に供与する物品や少額の減価償却資産(法人税法施行令第133条に定められている取得価額が20万円未満のものをいいます。)については、この限りではありません。

○ 災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出した分担金等

同業団体等の構成員が、災害等により事業用資産に損失が生じた場合に構成員相互の扶助をすることとされている規約等(災害の発生を機に新たに定めたものを含みます。)に基づき、その団体の構成員である被災者に対する見舞金に充てるために団体から賦課され、団体に拠出した分担金等は、寄附金以外の費用としてその全額を損金の額に算入することができます。

なお、規約等を定める前に既に災害見舞金の拠出をしている場合に、その拠出した災害見舞金の全部又は一部が新たに定めた規約等に適合するときは、その適合する範囲内で損金算入が認められます。

○ 取引先に対する売掛金の免除等

災害を受けた取引先に対して、その取引先の復旧過程で復旧支援を目的として、売掛金、未収請負金、貸付金等の全部又は一部を免除した場合には、その免除したことによる損失は、交際費等又は寄附金以外の費用(売上値引等)としてその全額を損金の額に算入することができます。

また、既に契約済のリース料、貸付金利息、割賦代金の減免や災害発生後の取引について従前の取引条件を変更する場合も、同様に取り扱われます。

○ 取引先に対する低利又は無利息による融資

災害を受けた取引先に対して、その取引先の復旧過程で復旧支援を目的として低利又は無利息による融資をした場合には、その融資は正常な取引条件に従って行われたものとして寄附金として取り扱われません。

○ 自社の製品等の被災者に対する提供

多数の被災者に対して自社の製品の供与や役務の提供をするために要した費用は、広告宣伝費に準ずるものとしてその全額を損金の額に算入することができます。

○ 被災者用仮設住宅の設置費用

被災者の住居として一時的に使用する仮設住宅用の資材の取得等をして仮設住宅を設置した場合には、その仮設住宅の組立て・設置のために要した費用について、居住時にその全額を損金の額に算入することができます。

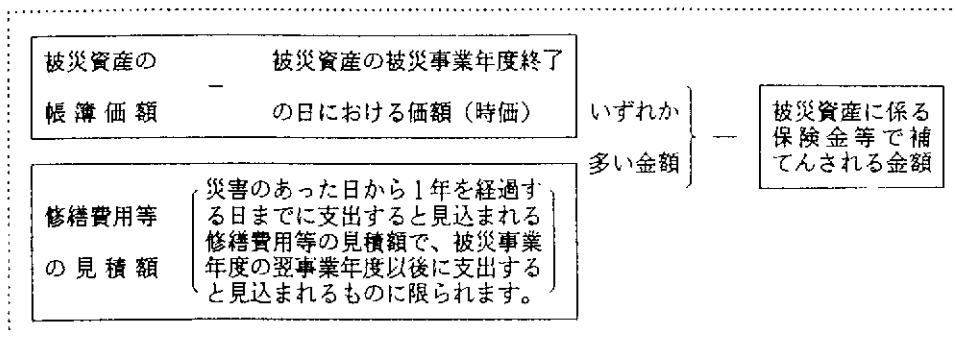
なお、取得等をした仮設住宅用資材については、これを反復して使用する場合には通常の例により償却することになりますが、被災者の住宅のためにのみ使用することとしている場合には住宅に使用すると見込まれる期間を基礎として償却をすることができます。

災害損失特別勘定

1 災害損失特別勘定の損金算入

(1) 損金算入額

被災事業年度で災害損失特別勘定に繰入れをし、損金の額に算入することができる金額は、次の金額となります。



（注）確定申告書等に「災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書」を添付することが必要です。

(2) 修繕費用等の範囲

修繕費用等とは、次のような費用をいいます。

- イ 被災資産の取壊し又は除去のために要する費用
- ロ 被災資産の原状回復のために要する費用（1ページの復旧費用を含みます。）
- ハ 土砂その他の障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用
- ニ 被災資産の損壊又は価値の減少を防止するために要する費用

(3) 修繕費用等の見積りの方法

修繕費用等の見積額は、その修繕等を行うことが確実な被災資産について、例えば、次のように合理的に見積もった金額によることとなります。

- ・ 被災資産に係る修繕費用等の建設業者等による見積額
- ・ 被災資産の再取得価額や「建設省建築統計年報」の建築価額等を基礎として算出した未償却残額からその被災資産の価額（時価）を控除した金額

2 災害損失特別勘定の益金算入

〔原則〕

損金の額に算入した災害損失特別勘定の金額は、次の事業年度の区分に応じて、次の金額を取り崩して益金の額に算入します。

- (1) 災害のあった日から1年を経過する日の属する事業年度（「修繕完了事業年度」といいます。）前の各事業年度………被災資産について修繕費用等として損金の額に算入した金額がある場合には、その金額の合計額

（注）この取崩しは、通常、年2回決算法人又は中間仮決算をする法人の上半期の事業年度が対象となります。

- (2) 修繕完了事業年度………修繕完了事業年度終了の日における災害損失特別勘定の金額

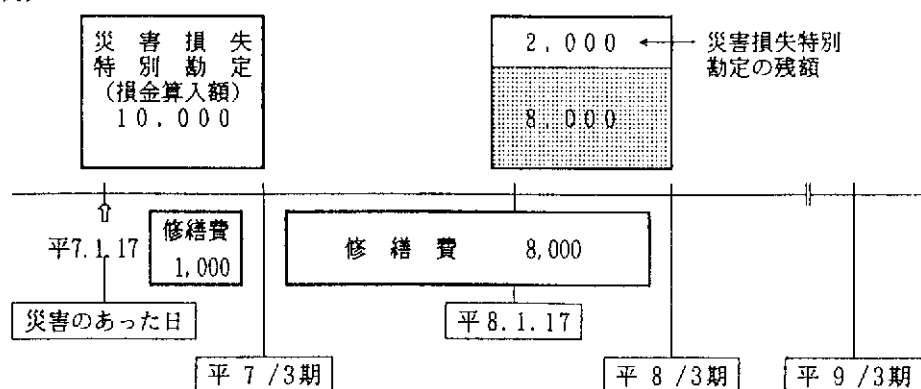
P.19

〔修繕等が遅れた場合の特例〕

やむを得ない事情により修繕等をすることが遅れている場合に、災害損失特別勘定の残額があるときは、その災害損失特別勘定の残額については、所轄税務署長等の確認を受けた事業年度までの間に取崩しをして益金の額に算入することが認められます。

(注) 災害損失特別勘定の金額を有する場合には、確定申告書等に「災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書」を添付することが必要です。

〔設例〕



〔説明〕

- (1) 災害のあった日の属する事業年度（平 7 / 3 期）において被災資産について暫定的な修繕等を行い、その費用（1,000）を修繕費として経理した。また、災害損失特別勘定の設定の対象となる修繕費用等の見積額は 10,000 である。

○ 修 繕 費	1,000	/	現 金	1,000
○ 災害損失特別勘定繰入損	10,000	/	災害損失特別勘定	10,000

- (2) 災害のあった日から1年を経過する日の属する事業年度（平 8 / 3 期）において被災資産について修繕等を行い、その費用（8,000）を修繕費として経理した。

○ 修 繕 費	8,000	/	現 金	8,000
○ 災害損失特別勘定	8,000	/	災害損失特別勘定取崩益	8,000

(注) 次の(3)に該当しない場合には、平 7 / 3 期に損金の額に算入した10,000の取崩しをする。

- (3) 平 8 / 3 期までに被災資産の修繕等が完了していないので、災害損失特別勘定の残額 2,000につき、「災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請書」を提出し、税務署長等の確認を受けた。

○ 平 8 / 3 期の災害損失特別勘定の残額については、平 8 / 3 期では取崩しをしないで翌期以後に繰越しをし、翌期以後税務署長等の確認を受けた事業年度までの間で上記(2)と同様の処理をすることになる。

☆ ご不明の点や詳細については、お気軽に最寄りの税務署又は税務相談室にお尋ねください。

地 方 税 に 関 す る 税 制 上 の 措 置

1. 個人住民税等関係（7. 2. 20 公布）

(1) 個人住民税の減免措置等

平成6年度において、申告等の期限の延長等を行うとともに、個人住民税、固定資産税等の地方税の減免措置を講じた。（都道府県・市町村において自主的に処理する事項）

(2) 雑損控除の特例

大震災により住宅や家財等の資産について損失を受けたときは、個人住民税において、平成6年中の所得（平成7年度課税分）につき、当該損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができることとした。

(3) 災害減免通達における所得要件の改正

災害減免通達において定めている住宅や家財等に甚大な損害を受けた場合の個人住民税及び個人事業税の軽減免除の対象となる者の所得限度額を1,000万円（改正前600万円）に引き上げるとともに、軽減免除の対象となる所得の限度額を次のとおり引き上げることとした。

＜個人住民税の場合＞

区 分	損 害 の 程 度		所 得 の 限 度 額	
	5/10以上	3/10以上 5/10未満	改 正 前	改 正 後
免 減 割 合	全 額 免 除	1/2 軽 減	300万円まで	500万円まで
	1/2 軽 減	1/4 軽 減	450万円まで	750万円まで
	1/4 軽 減	1/8 軽 減	600万円まで	1,000万円まで

＜個人事業税の場合＞

区 分	損 害 の 程 度		所 得 の 限 度 額	
	1 / 2 以 上		改 正 前	改 正 後
免 減 割 合	全 額 免 除		300万円まで	500万円まで
	1 / 2 軽 減		450万円まで	750万円まで
	1 / 4 軽 減		600万円まで	1,000万円まで

2. 被災者・被災企業の被害に対する早急な対応

(個人住民税・個人事業税・自動車税・固定資産税関係)

(1) 平成7年度における災害減免通達を基準とした地方税の減免

大震災の被災者に係る地方税について、基本的には、平成7年度においても、平成6年度に準じて、災害減免通達を基準として減免措置を講ずる。(都道府県・市町村において自主的に処理する事項)

(事業所税関係)

(2) 被災事業所用家屋で行っていた事業を休止した場合の資産割に係る事業所税の減免

大震災により事業所用家屋が損壊したことに伴い、当該事業所用家屋で行っていた事業を休止した場合、当該休止した事業の用に供する事業所用家屋に係る床面積相当分について、事業の休止期間に応じ、資産割に係る事業所税の減免措置を講ずる。

(市町村において自主的に処理する事項)

(3) 被災事業所用家屋に代替する事業所用家屋を新增設した場合の新增設に係る事業所税の減免

大震災により滅失・損壊した事業所用家屋に代わるものと認められる事業所用家屋を新增設した場合、従前の事業所用家屋に係る床面積相当分について、新增設に係る事業所税の減免措置を講ずる。(市町村において自主的に処理する事項)

3. 被災地における生活・事業活動の復旧等への対応

(不動産取得税・特別土地保有税関係)

(1) 被災市街地復興推進地域内において行われる土地区画整理事業に係る不動産取得税等の特例

被災市街地復興特別措置法に基づき被災市街地復興推進地域内において行われる土地区画整理事業に伴う次に掲げる不動産の取得について、不動産取得税及び特別土地保有税の非課税措置を講じる。

- ① 復興共同住宅区内の土地の共有持分の取得
- ② 宅地の一部について換地を定めない旨の申し出をし、交付される清算金に代えてその換地に施行者が建設する住宅の取得
- ③ 宅地の全部について換地を定めない旨の申し出をし、交付される清算金に代えて施行者が施行地区外において建設又は取得する住宅等の取得
- ④ 公営住宅等の用に供するための保留地の取得

(固定資産税・都市計画税関係)

(2) 被災資産に代替する資産を取得した場合の固定資産税等の特例

大震災により滅失・損壊した家屋・償却資産の所有者等が、これに代わる家屋・償却資産を平成10年1月1日までに取得した場合に、家屋にあつては、従前の床面積に相当する部分について、3年間、固定資産税額及び都市計画税額の2分の1を減額し、償却資産にあつては、従前の資産に対応する資産について、3年間、固定資産税の課税標準を価格の2分の1の額とする。

(3) 住宅用地に係る固定資産税等の特例

大震災により住宅が滅失・損壊した場合、平成9年度分までの固定資産税及び都市計画税について、従前、住宅用地であった土地に、住宅が建設されるまでの間は、住宅用地の認定を弾力的に取り扱えるよう措置する。

(不動産取得税関係)

(4) 被災家屋に代替する家屋を取得した場合の減免

大震災により滅失・損壊した家屋に代わるものと認められる家屋を取得した場合、従前の家屋の床面積相当分について、不動産取得税の減免措置を講ずる。(都道府県において自主的に処理する事項)

4. そ の 他

(地方税関係)

(1) 法人関係税の中間申告に係る特例

法人関係税の中間申告について、中間申告書の提出期限が延長されたことにより確定申告書の提出期限と同一の日となる場合は、中間申告書の提出を要しないこととする。

(1) 平成7年(1995年)9月5日

近 畿 税 理 士 界

第377号

近畿税理士界

別刷

阪神・淡路大震災に係る
義援金拠出について(お礼)

復興を願って5,795人

義援金提出に対するお礼

会員各位におかれましては、阪神・淡路大震災の発生に伴い、義援金の提出方をお願いしたところ早速に多額の義援金やご厚情溢れる激励を賜り衷心よりお礼申し上げます。

会長 森 金次郎

本若は、阪神・淡路・瀬戸湾の発生直後に法務的措置として救済対策本部（本年秋）を特別委員会に組織することを設置して、委員の被災状況の把握、被災者に対する経済的支援、被災に併せて精神上的の災害特別措置に関する要請、税のボットラインや巡査移動相談を含む被災関係者のための税金および相談等を実施してきました。それら救援対策の一環として、被災された住民及び本会会員に対する義援金の贈付方を呼びかけたところ、本会内外から復興を願つて多数の義援金が寄せられました。本会会員の義援金出資には、既に礼状を送送して謝意を表しましたが、本会職員には本紙でこの芳名を掲載してお礼に替へさせていただきますことになりました。

〔敬附〕

[illegible]

[illegible]

(3) 平成7年(1995年)9月5日

近 畿 税 理 士 界

第377号

[illegible]

354

(5) 平成7年(1995年)9月5日

近 畿 税 理 士 界

第377号

[illegible]

[illegible]

P.1

近 税 7 第 6 3 9 号
(震 対 第 5 0 号)
平 成 8 年 1 月 2 4 日

会 員 各 位

近 畿 税 理 士 会

会 長 森 金 次 郎

震対特別 北 野 博 也
委 員 長

被災地における個人住民税の災害減免条例と
雑損控除の取扱いについて

厳寒の候、各位には益々ご健勝にてご活躍のことと存じます。

平素は、本会会務にご理解ご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 7 年分所得税確定申告期における税務援助並びに被災納税者のための税務申告・相談の事業が始まろうとしています。震災対策特別委員会では、被災地における個人住民税について、「条例による災害減免扱い」と「雑損控除」の選択の仕方によって差が生じることに関し、別添のとおり取りまとめてみました。

については、確申期事業並びに関与先の申告業務等に際し、参考に供していただきたいと存じます。

厳寒・最多忙の折柄、呉々もご自愛ください。

被災地における個人住民税の災害減免条例と 雑損控除の取扱いについて

阪神・淡路大震災に伴う被災地の個人府県民税及び個人市町民税につきましては、
①「条例による災害減免扱い」と ②「雑損控除」の選択ないし併用による税額
軽減ができることとなっていますことは、ご承知のとおりであります。

しかし、特例法施行に伴い、本来7年の震災であるところを平成6年に遡及適用
することとなったこと、及び住民税の災害減免扱いが平成6年度第4期分及び平成
7年度全期分となったことによって、上記①及び②の選択の仕方によって住民税の
損得が生じることとなります。

この点につきまして、下記に概略をご説明しておきますので、平成7年分所得税
確定申告のご相談に際し、納税者の方に住民税についてのアドバイスをしていただ
きますようお願い申し上げます。

1. 平成6年分所得税確定申告で「災害減免法」を適用して申告した場合

- ① 別途に住民税の申告書を提出しない場合には、自動的に災害減免扱いとなり
ます（市町によっては、減免申請書を提出し、調査で判定することもある）。

但し、別途に住民税の申告書を提出し、「雑損控除」を適用すれば、住民税
のみ雑損控除の適用となります。

この場合、翌年の平成8年度住民税は、通常の課税となります。

- ② 別途に「雑損控除」の適用の旨の住民税申告書を提出しなかった場合には、
平成8年度住民税申告書（8.3.15期限）で雑損控除の適用ができることとな
りますので、ご注意ください。

2. 平成6年分所得税確定申告で「雑損控除」を適用した場合

- ① 別途に住民税の申告書を提出しない場合には、自動的に雑損控除が適用され
ます。この場合、なお税額がある場合には、災害減免扱いとなり、軽減される
場合があります。

- ② 別途に住民税の申告書で雑損控除の適用をしない旨の申告書を提出した場合
には、住民税は災害減免扱いとなります。

この場合、平成8年度住民税申告書（8.3.15期限）で雑損控除の適用を受
けることができますので、ご注意ください。

P.3

(留意点)

- a. 平成6年分所得税申告書は、住民税では平成7年度となります。
- b. 前掲の1及び2の取扱いは、各市町共通と考えられますが、すべての確認ができておりませんので、納税者の方には市町の窓口でご相談いただくようにご指導ください。
- c. なお、既に平成6年分所得税確定申告において「雑損控除」の適用をして申告し、住民税については、別途、何もしていない場合において、市町の方で自主的に災害減免扱いが有利だと判断し、適用の切替えをしている場合が見られますので、この点、確認が必要なケースがあります。この場合、前掲のように平成8年度住民税申告書(8.3.15期限)で雑損控除の適用ができることとなりますので、ご注意ください。
- d. また、cのように切替えがされずに雑損控除の適用のまま、住民税の課税が済んでいるケースもあります。

この場合、法律上はすでに選択済として、この切替え、変更はできないと考えられますが、市町の窓口によっては、変更が有利な場合には、今から修正を認める場合もあるようですので、この点につきましても、市町の窓口でご相談されることをお勧めしてください。
- e. 平成7年度住民税(通常7.3.15期限)で災害減免扱いをされている方は、平成8年度住民税(8.3.15期限)で「雑損控除」の適用ができますので、別途、住民税の雑損控除の適用をして申告をするようにご指導ください。このケース(所得1,000万円以下、半壊以上)は、かなり多いと思われます。
- f. なお、災害減免法(国税)又は雑損控除の簡易計算では、罹災証明書での「半壊」は50%として取扱われていますが、住民税の災害減免扱いでは、50%未満に該当することとなりますので、住民税の計算に際してご注意ください。
- g. 住民税における雑損控除の計算は、国税と全く同様に簡易計算も適用されます。
- h. 平成8年度住民税申告で雑損控除の適用を受ける方は、所定の申告書にて平成8年3月15日までに市町宛に提出する必要があります。

以 上

所得税と住民税の雑損控除選択関係図

(注意) 各市町で取扱いに差異がありますので、納税者に対し、市町の窓口で確認するよう指導してください。

対 応	所得税(年分) 住民税(年度)	平成6年分 平成7年度	平成7年分 平成8年度	平成8年分 平成9年度	平成9年分 平成10年度	平成10年分 平成11年度
所得税で災害減免を選択した場合	ケース①	所得税	災害減免法を選択	雑損控除不可		
		住民税	災害減免扱い	雑損控除で申告可	雑損控除の繰越控除の可能期間	
	ケース②	所得税	災害減免法を選択	雑損控除不可		
		住民税	雑損控除で申告 災害減免扱い	雑損控除の繰越控除の可能期間		
	ケース③	所得税		災害減免法を選択		
		住民税		雑損控除で申告可	雑損控除の繰越控除の可能期間	
所得税で雑損控除を選択した場合	ケース④	所得税	雑損控除で申告	雑損控除の繰越控除の可能期間		
		住民税	雑損控除を適用 災害減免扱い	雑損控除の繰越控除の可能期間		
	ケース⑤	所得税		雑損控除を選択	雑損控除の繰越控除の可能期間	
		住民税		雑損控除を適用	雑損控除の繰越控除の可能期間	
	ケース⑥	所得税	雑損控除で申告	雑損控除の繰越控除の可能期間		
		住民税	災害減免扱いを選択	雑損控除で申告可	雑損控除の繰越控除の可能期間	

平成8年2月5日

支部会員各位

近畿税理士会神戸支部

支 部 長 境 一 燦

担 当 副 部 長 佐藤 庸安

税務相談研究委員長 佐藤 敏充

平成8年度住民税申告の取扱いについて

1月26日付で「被災地における個人住民税の災害減免条例と雑損控除の取扱いについて」の御連絡を行い、その後、近畿税理士会本会より同主旨の文章が送付されたことと存じますが、一部内容で御留意いただきたい点がありますので、以下、御連絡申し上げます。

1. 平成8年度住民税申告に際し、「雑損控除」を適用する場合の提出期限について

平成7年度住民税で「雑損控除」の適用がされておらず、平成8年度住民税申告で「雑損控除」を運用する場合、地方税法第317条の3により、所得税確定申告書の提出日前に住民税申告書を提出しなければならないこととなっております。

つまり、平成8年度住民税申告書の提出期限である8年3月15日までに提出すればよいというのではなく、所得税確定申告書を提出する日より前に提出しておかなければならないという点に、御留意下さい。

しかし、實際上、種々の理由から、所得税確定申告書の提出日前に住民税申告書を提出できないケースが相当出てくる可能性があり、本会より、平成8年度住民税申告書を本来の提出期限までに提出せば「雑損控除」の適用を認めてもらえるかどうか、被災地市町に問い合わせをしております。

追って、その結果の報告があると思いますが、確定申告書の提出方につきましては、十分に御留意下さい。

2. 平成6年分所得税申告で「雑損控除」を選択して申告書を提出、住民税については何ら申告せず「雑損控除」の適用を受けている場合

標記のケースで、平成7年度住民税において災害減免扱いとするには、「雑損控除」を適用しない旨の住民税の申告書をすでに提出していなければなりません。

つまり、地方税法の規定からは、今から平成7年度住民税における「雑損控除」をとりやめ、災害減免扱いとして、改めて平成8年度住民税において、「雑損控除」の適用を受けることはできないこととされております。

しかし、被災地の市町においては、その選択の変更を認める取扱いをしているところもあり、又地方税法の規定通りの取扱いをしているところもあるように聞いております。

そこで本会より、この点に関し、選択の取扱いができるかどうか、被災市町に問い合わせを行っております。その結果が出る迄は、上記の点を充分御留意いただき、納税者の方にも御説明の上、対処願います。



近 税 6 第 6 0 3 号
(商 対 第 9 号)
平成 7 年 2 月 14 日

日 本 税 理 士 会 連 合 会

会 長 平 田 公 敏 殿

近 畿 税 理 士 会

会 長 森 金 次 郎

中小会社の最低資本金達成猶予期間（平成 8 年 3 月 31 日）
の延長についてお願い（要望書）

このたびの阪神大震災（兵庫県南部地震）は、建築物の倒壊に加え、火災が発生し、戦後最悪の被害をもたらしました。

我が業界においても税理士制度誕生以来の大惨事になり、時間が経過するにつれ、その被害が益々深刻なものとなってきています。

税理士事務所及び住居の被害はもとより、その関与先の大部分が中小会社であり、当該会社の被害たるや明らかになるにつれ惨憺たる有り様であります。震災に消えた会社もあり、大痛手を受けた中小会社は再生に向けて懸命に立ち上がろうとする姿が見受けられますが、金融及び商取引面等の追い打ちに遭い復旧には相当の年月が要するものと考えられます。

ついては、最低資本金制度導入に際し、改正商法施行後 5 年間（平成 8 年 3 月 31 日まで）の猶予措置がなされていますが、本年度で増資等の行われる最後の年度に当たることから、現在、被災地で最低資本金未達成の既存会社については、当該猶予期間を更に延長していただきたく、ここに要望する次第であります。

平成 年 月 日

近畿税理士会 御中

(登録課)

(登録上の) 支部名

氏 名

登 録 番 号

仮税理士事務所設置の届出書

仮 所 税 理 士 在 事 務 所 地	〒 ☎ () -
備 考	

近 税 第 5 9 6 号
(綱 紀 第 1 8 号)
平成 7 年 2 月 2 0 日

会 員 各 位

近 畿 税 理 士 会

会 長 森 金 次 郎

顧問税理士の被災に伴い納税者から業務を 依頼された場合の対応について（お願い）

このたびの阪神大震災は、阪神地方に予想外の甚大な被害を及ぼしました。本会の会員の中にも多くの方々が被災されており、心からお見舞い申しあげるとともに、一日も早い復旧を祈らずにはられません。

本会としても、救援対策本部を設置して被災会員等に対する救援対策を優先的急務として、可能な限りの努力をしていく所存であります。

また、被災者に対する納税特例の施行に際して、納税者の相談が殺到することと予想されますので、相談体制を強化する施策をも講じているところです。

ところで、税理士の業務は、社会公共性のある使命と職責に支えられ、関与先納税者との深度の深い、継続的な顧問契約により、高い信頼関係を保って行われているのが現状です。

このたびの大震災で、税理士事務所の倒壊等の理由により、被災税理士が関与先に対して業務の維持が困難という由々しき事態をも生じております。

このような折に、納税者が従来から関与している被災税理士から他の被災していない税理士へ申告等を依頼し、それに応じるケース、また、税理士の方から納税者に呼びかけるケースもあるやに伺っております。

かかる税理士の行為は、納税者の窮状をしのぐために会員の善意から出た行為とは思われますが、税理士業務が、税理士と納税者の継続的な顧問契約と双方の信頼関係に立脚したものであることにかんがみ、従来から締結されている顧問契約を尊重して、慎重に対処されますようくれぐれもお願い申し上げます。

P.1

近 税 6 第 6 2 4 号
(本 部 第 2 3 号)
平成 7 年 3 月 3 日

会 員 各 位

近 畿 税 理 士 会
阪神大震災救援対策本部
本部長 森 金 次 郎

兵庫県南部地震被災状況申出書のご提出方お願い

兵庫県南部地震被災会員の皆様に対しお見舞と一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

さて、本会では、この大震災に対し救援対策本部を設置して全力で救援対策事業に取り組んでいますが、その救援事業の一環として被災地域の住民並びに本会会員への義援金を被災地域外会員に呼びかけ、また、日税連及び全国各税理士会からも義援金をいただいているところであります。

被災地域住民への義援金は、既にNHK並びに日本赤十字社兵庫県支部にお贈りしていますが（NHKには3,000万円、日赤には500万円）、本会会員に対しては、別添・兵庫県南部地震被災状況申出書を参考にして後日お渡しすることといたしました。

ついては、当該申出書を来る3月20日までに所属支部長宛ご提出くださいますようお願いいたします。

被災後の復旧活動等ご繁忙を極めておられる折、誠に恐縮ですが、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

末筆ながら、呉々も御身にご留意くださり、復興にお励みくださいますよう祈念申し上げます。

なお、当該申出書には罹災証明書の（写）、医師の診断書（写）を添付くださいますよう併せてお願いいたします。

（注） 罹災証明書が交付されない場合、又は遅れる場合がありますが、その場合には、当該証明書（写）の添付は必要ありません。

平成 7 年 3 月 日

阪神大震災救援対策本部

本部長 森 金次郎 殿

近畿税理士会

支部 登録番号

氏名 ㊟

兵庫県南部地震被災状況申出書

兵庫県南部地震に伴い生じた私の被害状況は、下記表（□のレ印）のとおりです。

人的被害

会員	☐ 重傷 ※1	配偶者	☐ 死亡	生計を同じくする親族 ※3	☐ 死亡	税理士	☐ 死亡
本人	☐ 軽傷 ※2					事務所職員	

物的被害

税理士事務所	☐ 全半壊・焼 ※4 ☐ 一部損壊 ※5	自宅	☐ 全半壊・焼 ※4 ☐ 一部損壊 ※5
事務所と自宅が同一	☐ 全半壊・焼 ※4 ☐ 一部損壊 ※5		

義援金を送付する場合の振込口座

〈振込口座〉 _____ 銀行 _____ 支店 ☐ 普通 ☐ 当座預金
口座番号 _____ 名義人氏名 _____

〈添付書類〉 ☐ 罹災証明書（写） ☐ 医師の診断書（写）

- ※1 重 傷 2週間以上の入院を要した傷害
 ※2 軽 傷 重傷者以外で医師の治療を要した傷害
 ※3 親 族 配偶者を除き6親等内の血族、3親等内の姻族
 ※4 全半壊・焼 事務所又は自宅で建て替えなければ執務又は居住できない程度の損壊、焼失
 ※5 一部損壊 事務所若しくは自宅で執務若しくは居住できるが相当の補修を要する場合、又は什器、備品、機械器具、車輛等が使用不能の場合

支部長・現認	現 認 平成 7 年 月 日
	_____ 支部長 氏 名 _____ ㊟